

第六章 大学

一九四七（昭和二二）年制定の「学校教育法」により新制大学が四九年度（一部四八年度）に発足した。旧学制における大学、高等学校、専門学校、師範学校、高等師範学校、女子高等師範学校、青年師範学校等が「大学」に一元化された。終戦以前には、神奈川県内には大学も高等学校もなかつたが、四九年度に新制大学が発足するまでの間に、旧制度に依つて横浜市立の横浜医科大学が設置され、また専門学校が三校新設された（これらの資料は第一部第六章に収録した）。さらに、大学に転換することに困難がある専門学校が多いことから、一九五〇年度から短期大学制度が発足した。

旧制の大学、高等学校、専門学校、師範学校等を統合して各都道府県に一校の国立大学を創設することが原則とされ、神奈川県でも官立の横浜工業専門学校、横浜経済専門学校、神奈川師範学校、神奈川青年師範学校の四校が包括されて横浜国立大学が設置された。この横浜国立大学の設置にあたり、当初は官立四校が統合して創設される大学に加えて横浜市立の横浜医科大学と私立の横浜専門学校も「横浜大学」の名称を希望し、調整が行われた結果、それは「横浜国立大学」「横浜市立大学」「神奈川大学」に落ち着いた。

本章は、「第一節 設置認可申請書における「目的」「使命」等の記載」「第二節 「横浜国立大学」の創設過程」「第三節 横浜国立大学学芸学部創設運動」「第四節 県立短期大学に関する条例・規則」「第五節 大学入試をめぐる諸動向」「第六節 学生運動・大学紛争」「第七節 大学に関する各種の資料」から成り、それぞれに関係する資料を収録した。第一節には一八の大学と二二の短期大学の文書を収録した。第三節の「学芸学部」は一九六六年に「教育学部」に改称された。第四節には栄養短期大学、衛生短期大学および外語短期大学を取り上げた。

## 第一節 設置認可申請書における「目的」「使命」等の記載

※ 本節には、神奈川県に所在した大学・短期大学の設置認可申請書中の「目的」「使命」等の記載を収録する（一九六九年に廃止された横浜商科短期大学については、廃止認可申請書中の「理由」も収録した）。いずれも国立公文書館に所蔵されている。本部を神奈川県外に置き、県内に一部のキャンパスあるいは学部等を設置している大学・短期大学は除外した。

### 一 横浜国立大学

#### （一）工学部の「目的及び使命」

##### 一、目的及び使命

諸般の基礎科学に重きを置き、工学に関する理論及応用を教授し、工業技術の指導的人材を育成すると共に関係諸学科の研究を旺にし以て文化の向上、工業の発展特に貿易産業の振興に貢献することを目的とする。

#### （二）経済学部の「目的及び使命」

##### 一、目的及び使命

本学部は経済及び経営に関する諸科学の教授と研究とによって、国際人としての教養豊かな商業及び産業経営の指導者を養成し、社会の文化と経済産業との進歩に貢献することを使命とする。

#### （三）学芸学部の「目的及び使命」

##### 一、目的及び使命

学芸学部は広く一般の知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、あわせて教育者を養成することを目的とする。

学芸学部は人文、社会、自然及び教職等に関する高い教養を与え、良識ある指導的人格を育成すると共に、文化の向上学芸の進歩に貢献することを使命とする。

注 「横浜国立大学設置認可申請書」（簿冊「昭24年6月 横浜国立大学」所収）中に記載されている。申請後に「横浜大学」から「横浜国立大学」に変更された。ここには、各学部の申請書中の各学部の「要項」の「一、目的及び使命」のみ採録した。本学は国立学校設置法の施行により一九四九年五月三一日に横浜市南区に設置された（七四年にキャンパスを統合して横浜市保土ヶ谷区に移転）。

### 二 東京水産大学

#### 一、目的及び使命

本学は文化の向上と水産業の発展とに寄与することを目的とし水産に関する学理及び技術の教授並に研究を行い、教養ある人材を育成することを使命とする。

注 「東京水産大学設置認可申請書」（簿冊「自昭24年6月至昭39年3月 東京水産大学」所収）中に記載されている。本学は国立学校設置法施行により一九四九年五月に横須賀市に設置され（農林省所管）、五〇年四月文部省に移管、五七年四月に東京都港区に移転した（二〇〇三年一〇月に東京商船大学と統合して東京海洋大学となつた）。

### 三 横浜市立大学

#### （一）横浜市立大学の「目的及使命」

一、本学は一般教養を授けると共に商学並びに医学の教授研究を行ひ知的道義的及応用能力を展開させることを目的とする

二、本学は国際港横浜を中心として貿易を通し我が国経済文化の発展を図ると共に国際都市及大都市衛生の進展に寄与することを特殊の使命とする

注 「横浜大学設置認可申請書」（簿冊「自24年3月至26年12月 横浜市立大学」所収）中に記載されている。本学は一九四九年に横浜市金沢区に創立された。「設置認可申請書」の「横浜大学」は「横浜市立大学」に訂正されている。一九五二年に横浜医科大学と統合して横浜市立大学となつた。

#### （二）文理学部設置の「理由及び目的」

##### 一、文理学部設置の理由及び目的

（一）文理学部設置の理由

現在横浜市立大学には、商学部と医学部とが設けられている。（昭和二四・七・二八横浜市立大学設置条例） 但し医学部は、既存の横浜医科大学が、昭和二十七年四月から、横浜市立大学に統合されて構成されることになつていい。

商学部は四年制であつて、学生は初めの二年間に、主として一般教養科目を、

後の二年間に専門科目を履修する。医学部も四年制であるが、医学部志望の学生は、先づ、他の学部に二年以上在学して所定の一般教養科目を履修し、選考を経て医学部に入学するのである。本大学では、医学部専攻者を医学部学生として入学させ、これを教育するために必要な科目—特に理科系統の科目を増設し、設備の充実をはかつて来たのである。

されば、本大学の商学部には、一般教養科目としては、人文科学系統の科目が相当多く設けられ、その教授陣容の充実をはかつて今日に至つたと共に、自然科学系統の科目も設けられていて、大体において、本大学の一般教養科目の整備状況は、新設の大学としては、一応の水準に達しているのである。即ち内容的に見るとならば、文理学部の専門科目の一部は、すでに備はつていると云ひ得るものであつて、このものが、今日のごとく商学部内に存在することが、むしろ不調和な形体であるとも云えるのである。それは根本的には、本大学が商学部と医学部というように、学問的に関連性の遠い二学部だけで構成されていくことによつてゐるのである。それ故に、既に商学部内に存する一般教養科目を基礎として、此處に文理学部を設置することは、総合大学としての現存の変態的形体を、一応合理的に整えることになり、従つて、そのことは、新制大学としての教育を理想的に充実せしめることになるのである。しかも、現存の商学部の設備をそのまま利用し、且つその内的一般教養に関する教員組織を基礎として、文理学部を設置することは、経費も多額に上らずして、容易に実現出来るのであるから、明年度、医学部の設置される機会を以て文理学部の端緒を開くのが最も適切であると思量するのである。

更に、上述のように、文理学部は一般教養科目の拡充を基礎にして構成されるのであるから、既存の商学部及び医学部の学生に対する一般教養的教育の効果も頗る挙つて、こゝに初めて、総合大学の教育目的が完遂されるであろう。或は、各学部相互の科目の利用または、教授の兼担により、総合大学運営の妙味が發揮されると云ひ得るのである。

## (二) 本大学に於ける文理学部設置の目的及び使命

横浜市の再建は、實に國際港都の建設を意味するに他ならない。即ち、港湾設備の改善充実はもとより、道路の整備、商舎の建設、その他文明機関や施設の充実等、皆この根本目的に向つてその実現に努力すべきであろう。だがしか

し、國際港都は、単にその施設を整備するだけで、完成するものではない。むしろ基本的な要件は、横浜市民の精神が世界と交はるにふさわしいように、解放されて、國際的に活動し得るだけの実力を有することである。講和条約が結ばれて、我が国が完全に独立国となつたならば、わが横浜市は、米国を初め世界の各国人を多数に送迎し、外国人の営む國際的事業も、横浜を中心として活動に行われ、觀光に、貿易に、或は文化に横浜こそ、我国第一の國際都市となつて行くであろう。□□とき、横浜市民の精神、知識、技能が、この客觀的情勢に応ずるだけに進歩していいようでは、港都施設の不備と同様に、全く恥かしい限りであり、又、そんなことでは、事實上横浜市の發展は望むべくもない。横浜市の営むすべての教育事業は、實に、この中心点を外れては、全く意味なきものとなるのである。

横浜市の設置する大学は、その区域における學術の中心として、市及び市民の發展向上のために、人材の養成と學術研究とを行う教育機關又は研究機關としての使命をもつてゐるのであるが、こゝに、市及び市民の發展向上とは、まさに上述の如き、國際港都の國際人たることを意味するに他ならない。

されば、本大学は、先づ第一に、世界精神の研鑽、涵養に努めなければならぬ。かつて我が民族は、偏狭なる民族精神のうちに封鎖され、世界思潮に取り残され、單に盲目なる蛮勇のみに頼つて、かの大戰争をひきおこし、遂に現在の慘憺たる運命をまねくに至つた。今より後は、この過去を反省し、國際的に自覺しなければならない。即ち世界思想を深く探究することに於いて我が民族の立場を自覺し、眞に開放された精神を以て、いよいよ外國文化を吸收し、この國の國際的發展を期すべきである。そしてこの新らしい大きな任務は、實に國際港都たる横浜市の設置にかかる本大学が、これを担うべきではないか、これ實に、本大学が從來の商学部と医学部とだけで満足せずに、新たに、文理学部を設けて、その人文科学、社会科学及び自然科学の研究を深め、國際的青年を育成しようとする眼目である。

右の理由で、本大学の文理学部では、先づ第一に、外國語の履修を重視する。このことは、ただに文化系等だけでなく、更に自然化學系統でも要求したい。本大学に学んだ技術者が、外國人との交渉に長ずるという特色を發揮するため、何等かの外國語に熟達せしめたいからである。更に文科學系統において

は、社会学、人類学、民族学、世界史、世界哲学思想及び外国事情等の研究科目を充実する方針である。学生はみな、外国語に熟達し、国際的解放思想の所有者であることを要求される。彼等は将来、都市行政その他の公務員となり、或は新聞記者等の文化的事業にたゞさる等、それぞれ自己の進路に応じ、大學の講義を、教授の指導のもとに、かなり自由に選択することが出来る。本大學は学科の区別を設けて、学生をその枠内にはめ込むようにはしないのである。

凡そ、生産や工業の発達、保健、衛生の進歩等、実際の人間生活の向上のためには、それの学問的、理論的研究の発展が、基礎をなすこと論を俟たない。

横浜市を国際港都として建設してゆくには、それに努力する人々に、基礎的、科学的知識が必要となつてくる。されば、文理学部の自然科学系統において、物理学、化学、生物学、数学等の理論的基礎研究を進めて、引いては横浜市の、科学的建設に寄与せしめんとするのである。しかし、自然科学の基礎をなす、こうした理論科学のすべてに亘つて、その研究施設を充実することは、多額の経費を必要とするのであるから本大学の理学系統の充実は、横浜市の財政の許す限り、年々漸次、これが充実を図ることゝし、先づ最初には、医学部、商学部との連関上、生物学と数学とを整備する方針である。なほ、数学としては、茲に、統計數理の研究に重点をおくときは、これを履修した学生は、生産部門に於ても、事務部門に於ても、今日直ちに社会の役に立つであろうと思われる。以上が、本学において文理学部を必要とする理由であつり、又その設置せんとする文理学部の目的及び「使」命である。

かくの如き文理学部が設置されて、その運営よろしきを得るならば、本大学の門を出た多数の青年が、わが横浜市の国際的發展のためのよき指導者となつて、充分に活躍することゝ信する。又その收得した語学力と、知□・技能とを基本として、或は海外に留学して、引いては我が民族の文化を向上せしめ、或は広く南米・南洋・中国・印度等に雄飛して、その国の文化の発達に寄与するならば、将来わが民族の移民問題のためにも、多大の好影響をもたらすであろうことを確信する。

「浜市立大学」所収)中に記載されている。本学部は一九五二年に開設された。

#### 四 日本商科大学

##### 一、目的及び使命

日本民族の生活の維持と日本国家の平和的發展とが貿易を通じてわが国との国際経済界における活躍如何にかゝることはいうまでもない。民族国家の維持発展の方途が貿易にある以上、貿易に関する学術の研究と教養識見ゆたかな国際経済人の育成とがきわめて大切であり又必要なこともおのずから明かなどころである。

世界経済の進展に寄与し人類の文化に貢献するは本学の建学以来の使命とするどころであり、こゝに本学の伝統の基盤の上にこの時代の要請にこたえる本大学設置の所以がある。

注 設置認可申請書(簿冊「24年3月 日本商科大学」所収)中に記載されている。善隣大学は一九四九年に川崎市に創立され、四九年に日本商科大学と改称したが、五〇年に廃止された。

#### 五 神奈川大学

##### 一、目的及使命

本大学は教育基本法及学校教育法の規定するところに従ひ高等なる学術の理論及び應用を教授し深い教養と高い人格を与へ日本文化の真髓を顯揚して世界の文化と人類の福祉に寄与する人物の養成を目的とする。

尚、豊な知性の源泉たる真理の探究並に道徳の実践と共に科学的専門的の研究と相俟つて国民生活の向上に貢献することを使命とする。

注 「横浜大学設置認可申請書」(簿冊「24年3月 神奈川大学」所収)中に記載されている。本学は一九四九年に横浜市神奈川区に創立された。「設置認可申請書」の「横浜」は「神奈川」に修正されている。

#### 六 関東学院大学

##### 一、目的及使命

本大学は基督教に基く人格の陶冶を旨とし教育基本法に則り学術の理論及び

注 「横浜市立大学文理学部新設認可申請書」(簿冊「自24年3月至26年12月 横

应用を教授するを以て目的とする。

関東学院は北米合衆国北部パプテスト伝導〔道〕協会により創始されたもので基督教を精神教育の基礎として過去五十年、横浜に於て過去三十年、教育事業を行つて来たものである。我国の民主々義文化国家建設の基礎としての精神主義教育に特に使命を感じ中学より大学に至る一貫教育に於て其使命を果さんとするものである。

経済社会学部を設ける所以は基督教精神に立脚し温〔穏〕健なる思想を以て日本経済再建に活躍する人物を養はんとするにある。特に社会学に傾き文学部的色彩を多くし此点に於て横浜に於て新たに設置されんとする経済学の諸大学に對し特質を主張するものである。

工学部の経営の容易でないのを推して設置する所以は技術者教育に高き精神的基礎の要望されるに應へる為である。又一つには将来我国は工業立國の外なきを信じ其為には多数の技術者を養成せねばならん国家的必要に対処する為である。

本学所在の横浜市金沢区は大横浜の文化区域として都市計画に入つて居る景勝の地である。此地に将来の大学園を目指して其基礎を置く事は甚だ當を得た事と信ずる。

注 「関東学院大学設置認可申請書」（簿冊「関東学院大学」所収）中に記載されてい  
る。本学は一九四九年に横浜市金沢区に創立された。「経済社会学部」で申請したが、  
経済学部に変更して認可された。

## 七 相模女子大学

### 一、目的及使命

本大学は人類普遍の原理に基き融通無碍な世界觀に立ち新たな世代を荷う女性としての広き一般の教養を授けると共に学生各自の資質の向上を計りその天賦の能力を助長して深く専門の学術芸を自由且つ積極的に探究せしめ女性独自の深き情操と高き品性とを豊かにし以て新たな建設日本の推進力たらしめる事を目的とし茲に世界の平和人類文化の進展に寄与貢献し終生修養成長する健全なる日本母性を育成することをその使命とする。

帝国女子専門学校は明治四十二年、平山成信、東久世通禧、上方久元、西沢之助、

大竹貢一、外数十余氏の協力に依り東京都文京区大塚に設立されて以来その教育は常に公明にして正大日本固有の文化を啓発して堅実なる日本の母性を養育すべく努力し來り附属日本高等女学校及び同静修女子商業学校を設けて卒業生三万に及ばんとするその勤労と責任を重んじ良識ある公民として中正の道を歩み得たる事は衆知のところである。

今や女性の社会的地位の向上が極めて必要とされている時本学は日本国憲法の精神に則り教育基本法、学校教育法の趣旨に則り本学の目的及び使命の実現を期し、師弟相携えて俱学俱進し健全な学風を昂揚すると同時に地方文化の興隆に寄与すべく大学を拡張してその総ての設備機能を開放し、又校外教育センターとして社会教育の確立に努めんとしている。

注 「相模女子大学申請書」（簿冊「自昭27年4月 相模女子大学」所収）中に記載されてい  
る。本学は一九四九年に高座郡相模原町（現相模原市）に創立された。

## 八 麻布獸医科大学

### 一、目的及び使命

本学は獸医学に関する専門の知識を教授研究しその応用的能力の展開をはかると共に公民としての人格の完成につとめることを目的とし進んで学術の進歩と國民生活の向上に寄与し以つて平和國家の建設に貢献するを使命とする

注 「麻布獸医科大学設置認可申請書」（簿冊「自25年2月至28年10月 麻布獸医  
科大学」所収）中に記載されている。本学は一九五〇年に高座郡相模原町（現相模原  
市）に創立された（八〇年に麻布大学と改称）。

## 九 清泉女子大学

### 一、目的及び使命

教育基本法及び学校教育法の示す所に準拠して基督教的世界觀に立ち学生徳性の涵養を計り奉仕的精神の実行者を育成すると共に、広き一般の教養を授け深く専門の学術を探究せしめて高い知性と豊かな教養に富む女性を養成し、併せて應用能力を附与することを目的とし、戦後の我が国を民主主義の新たな立場から再建し高度の文化國家を樹立して世界の平和と人類文化の進展に寄与貢献

することを使命とする。

横須賀市は現在人口二十六万を有し、京浜地区と深く結ばれ平和的産業都市、文化都市としての再出発途上にある。而して共に戦災を免れた隣接都市、鎌倉市、葉山町及び東海道線沿線各都市は京浜を控えての住宅地となつたが、此等の地に於て子女の大学専門教育のために適當な学府を求めるに決して十分とは云えない。文化により理解と関心とを示す当地在住父兄によつて本財団設立清泉女学院各級学校が絶大の支持を受けて来た所以は同時に本学開設の要望を物語る諸理由と事情を一にするものである。

注 「清泉女子大学設置認可申請書」（簿冊「自昭25年2月 清泉女子大学」所収）中に記載されている。本学は一九五〇年に横須賀市に創立された（六年に東京都品川区に移転）。

## 一〇 京浜女子大学

### 三 目的及び使命

本学は、日本国憲法の精神に則り、広く一般教養並びに専門的学術技能を教授研究し、人格の完成を期すると共に、世界の平和人類の福祉に寄与する人物を養成するを目的とするものである。

趣旨 本学の前身は、昭和一八年神奈川県最初の女子専門学校として、科学

的家政学の樹立を目指し誕生した「京浜女子家政理学専門学校」である。戦後の学制改革に当つては、「京浜女子大学」として昭和二三年七月これが設置認可を申請したが、戦災により校舎設備等一切を灰燼に帰し、まだ十二分の復興を見ざるがため、ついにその目的を果たし得ず、昭和二五年短期大学制度の創設と共に、これに転換、爾来校舎設備の充実に鋭意つとめ、科学的家政学の普及向上に力を注ぎ更にこれが高度の学問的発展を期すべく、昭和三一年四月一年課程の家政科専攻科を設置し、今日に至つたものである。

一方、近時急激なる科学の進展に伴い、女性にあってもより高度の専門的学術技能の要望強く、又中等学校における家庭科・保健科教員の資質の充実を求める風潮昂まり、再びかかる社会的要請に応じ前述の目的を達成すべく、こゝに家政学を主とした四年制大学の設置を為さんとす

るものである。

而して、これが目的を十二分に達成せんがため、従前の短期大学家政科の總定員二〇〇名を一〇〇名に変更し、又一年課程の家政科専攻科（定員三〇名）を廃止し、それにより生じたる施設、設備、教授力をも四年制大学に集中せんとするものである。

注 「京浜女子大学設置認可申請書」（簿冊「自昭34年1月 京浜女子大学」所収）中に記載されている。本学は一九五九年に鎌倉市に創立された（八九年鎌倉女子大学と改称）。

## 一一 鶴見女子大学

### 目的または事由

学校教育法の趣旨に基づき、女子の教養を高めるとともに、「日本文学」および「英米文学」に関する専門教育を施し、併せて禅的行持によつて社会福祉の増進と、社会文化に貢献する道義篤き賢良なる女性の育成を目的とする。

注 「鶴見女子大学設置認可申請書、追加書類」（簿冊「自昭38年1月 鶴見女子大学」所収）中に記載されている。本学は一九六三年に横浜市鶴見区に創立された（七年鶴見大学と改称）。

## 一二 相模工業大学

### (2) 目的

教育基本法並びに学校教育法に準拠し、深い教養を有する技術人を養成し、我が國工業教育の普及発達に貢献することを目的とする。

注 「相模工業大学設置認可申請書」（簿冊「自昭38年1月 相模工業大学」所収）中に記載されている。本学は一九六三年に藤沢市に創立された（九〇年に湘南工科大学と改称）。

## 一三 神奈川歯科大学

### 目的または事由

本大学は歯科医学に関する高度の学術理論及び技術を教授研究し、有能な歯科医師を養成し、以つて文化の向上と、人類の福祉に貢献することを目的とする。

注 「神奈川歯科大学 設置要項」(簿冊「昭39年1月 神奈川歯科大学」所収)中に記載されている。本学は一九六四年に横須賀市に創立された。

#### 一四 フェリス女学院大学

##### 目的または事由

本学は、キリスト教の信仰に基き、教育基本法に則り学校教育法の定めるところに従い、人格を涵養し高い教養を授け女子に必要な実際的専門教育を施し、有為円満な社会人を育成することを目的とする。

注 「フェリス女学院大学設置認可申請書」(簿冊「自昭40年1月 フェリス女学院大学」所収)中に記載されている。本学は一九六五年に横浜市中区に創立された。

#### 一五 東京写真大学

##### 目的または事由

写真と印刷は情報伝達のメディアとして極めて優れた機能を持つものである。従来応用物理、工業化学の卒業者で斯界に貢献している者も多いがより以上スペシャライズされた人材が要求されている。その要望に応ずるためかつ銀塩以外の方法をも充分認識した人材が必要とされている。

本学はこれら的要求を満し、応用物理、工業化学の卒業生の資質を兼ね備えた人材を育成することを目的とする。

教育内容としては応用物理及び工業化学を基調とするが特に写真と印刷に力点を置いて教育研究を行なうものである。

注 「東京写真大学設置認可申請書」(簿冊「昭41年1月 東京写真大学」所収)中に記載されている。本学は一九六六年に厚木市に創立された(七七年に東京工芸大学と改称)。

#### 一六 洗足学園大学

##### 目的または事由

本学は教育基本法の精神に則り、広く芸術に関する知識を授け、深く専門芸術の技能・理論を教授研究し、知的能力及び人格を養い、もって文化の向上に寄与す

ることを目的とする。

注 「洗足学園大学設置認可申請書」(簿冊「自昭42年1月 洗足学園大学」所収)中に記載されている。本学は一九六七年に川崎市に創立された(二〇〇三年洗足学園音楽大学と改称)。

#### 一七 横浜商科大学

##### 目的または事由

本学は高等学校卒業者に対し商業に関する専門的な大学教育を施し、信義誠実を尚び何事をも安んじて託し得る人材を育成することを以つて目的とする。

注 「横浜商科大学設置認可申請書」(簿冊「自昭43年2月 横浜商科大学」所収)中に記載されている。本学は一九六八年に横浜市鶴見区に創立された。

#### 一八 東洋医科大学

##### 目的または事由

本学は教育基本法及び学校教育法に準拠して深く専門の学習を教授・研究し、公正な世界観に立つて文化の発展と社会の福祉に貢献することを目的とする。

注 「学校法人東洋医科大学設置認可申請書」(簿冊「自昭46年1月 聖マリアンナ医科大学(東洋医科大学)」所収)中に記載されている。本学は一九七一年に川崎市に創立された(七三年に聖マリアンナ医科大学と改称)。

#### 一九 神奈川県立栄養短期大学

##### 一、目的及び使命

本学は学校教育法の趣旨に基き栄養学に関する二ヶ年の大学教育を施すことを目的とし、一般教養及び食生活に関する技能を有して新時代の文化生活、民主社会に適応する者を育成し栄養士法に基く栄養士として県下の食生活改善に従事せしめ「併せて中等学校及び高等学校「保健科」教員を養成す」ることを、その使命とする。

注 「栄養短期大学設置要項 職員組織概要」(簿冊「自28年3月至31年2月 神奈川「県立」栄養短期大学」所収)中に記載されている。本学は一九五三年に横浜市保

土ヶ谷区に創立された（五五年神奈川栄養短期大学と改称、六年神奈川県立栄養短期大学と改称、二〇〇四年廃止、なお、本学と県立衛生短期大学を再編して二〇〇三年に神奈川県立保健福祉大学が創立された）。

## 二〇 神奈川県立衛生短期大学

### (一) 設置の趣旨

#### 設置の趣旨

本県は、昭和三十九年四月、文部省並びに厚生省の指導助言を得て、全国にさきがけ看護教育を行なう県立二俣川高等学校を独立校として発足させた。これは、工業高校・技術高校・貿易外語高校等十数校の新設並びに農業高校の近代化等本県における後期中等教育の体系を具体化する施策の一環として、更には、人口の急激な社会増に対応して県内における看護要員の需給関係を緩和する一助として構想されたものである。

この二俣川看護高校の発足は、戦後の保健婦助産婦看護婦法成立期に次いで、看護教育の第二次改革期と考えられる現在、新らしい試みとして大きな反響を呼び、昭和四十二年には、全国に五十二校の高校看護科の誕生をみるに至った。

その後、看護高校卒業者に対し、将来どのような教育を実施すべきかという問題が提起され、これを本県の第三次総合計画の中で検討した結果、現今における医療制度の合理化、近代化に即応して看護業務の近代化をおしすすめるためには、専攻科案よりも基準の適用の厳しい短大案を採用し、従来の経験主義を尊重するとともに近代的な施設設備を整備し、一般教育と専門教育としての看護教育を併行して実施することにより、「考える看護婦・科学する看護婦」の養成を目標とするこの方が望ましく、またその方が看護婦の社会的地位の向上にも資するであろうという結論に達した。

以上の観点に立つて、保助看法第二十一条第三号の規定に基づき、新らしい教育内容と教育方法を構想する看護教育を行なう短期大学を設置しようとするものである。

### (二) 目的

本短期大学は、広く一般教養を高め、看護に必要な理論と技術を教授研究し、医療

の進歩に適応能力を有する看護婦を育成し、県下における看護婦の不足を解消するとともに看護の向上発展に寄与することを目的とする。

注 いすれも設置認可申請書（簿冊「自昭42年1月 神奈川県立衛生短期大学」所収）中に記載されている。「目的」は「設置要綱」中にある。傍線の部分は手書きでの加筆。本学は一九六七年に横浜市保土ヶ谷区に創立された（二〇〇四年廃止、なお、本学と県立栄養短期大学を再編して二〇〇三年に神奈川県立保健福祉大学が創立された）。

## 二一 神奈川県立外語短期大学

### (一) 設置の趣旨

#### 設置の趣旨

本県は、県内における後期中等教育の体系を整備する一環として文部省と協議し、さきに全国でも初の試みである技術高等学校をはじめ、看護高等学校の設置、農業高等学校の再編成等を行なつてきただが、横浜港を中心にして数百の貿易関係商社の散在する貿易県としての特性から、昭和四十年四月貿易外語高等学校を設置し、外国语（英語・スペイン語・フランス語）を中心とした高校普通教育を実施した。この高校は、幸いに県内全域から成績優秀な生徒が入学し、しかもそのほとんどが大学への進学を希望しており、昭和四十三年三月には第一回の卒業生を送り出すことになった。

そこで、本県は、県の第三次総合計画策定の段階において、これら卒業生はもちろんのこと、県内の高等学校卒業者に対して、今後さらにその緊要度を増すであろう国際経済社会において活躍しうる人材を育成する方針を固め、貿易外語高等学校の第一回卒業生が送り出される昭和四十三年の四月を期して、外国语教育を中心とした特色ある短期大学を開学することとしたのである。

すなわち、当短大においては、第一に外国语を修得させるために外国人教師をはじめし、簡易ラボラトリ、その他の教育設備を充実させることにより徹底した語学教育を行ない、第二に語学教育と併行して貿易、国際経済等に関する基礎的な理論を修得させるほか、英文タイプ、英文速記、計算器等の器材の使用訓練を行なうことによつて職業教育を実施し、第三に企業活動の国際化に即応した人材を養成するための前提として、一般教育科目を中心にしての教養と国際的な感覚を身に

つけさせるための教育的配慮を行ない、第四に心身ともに健康で自主性をもつた人間を育成するために、学生自身による研究活動及び運動を奨励する等現代の大学教育における批判点を是正し、在るべき大学教育を探究実現しようと構想したものである。

当短大が公立短大として、その地域社会の要望に応えることは、すなわち国家のためにも貢献しうるであろうことを確信し、ここに本県として神奈川県立外語短期大学を設置するものである。

## (一) 目的

本短期大学は、本県の貿易県としての特性から国際的な経済活動の舞台で通用する人材を育成するために、一般教養とともに外国語教育を中心とした貿易通商関係の実務者の育成を行ない、本県における実業界の発展に寄与することを目的とする。

注 いざれも設置認可申請書（簿冊「昭43年2月 神奈川県立外語短期大学」所収）中に記載されている。「目的」は「設置要綱」中に記載ある。本学は一九六八年に横浜市磯子区に創立された（二〇一一年廃止）。

## 二 湘南工業短期大学

一、目的及使命 学校教育法に基き専門職業に直に活用し得る如き基礎学並に専門学を授くると共に専門技術をも修得せしめ人格の陶冶を図り以て産業発展に寄与し得る人物を養成するを目途とす

注 「短期大学設置認可申請書」（簿冊「昭25年3月 湘南工業短期大学」所収）中に記載されている。本学は一九五〇年に横浜市戸塚区に創立された（五一年廃止）。

## 二三 神奈川大学短期大学部

### 一、目的及使命

本大学は教育基本法及び学校教育法により一般教養と密接な関連のもとに実際的な専門職業に必須な大学教育を授け良き社会人を育成することを目的とする

注 「神奈川大学短期大学設置要項」（簿冊「自昭25年4月至昭30年10月 神奈川

大学短期大学部」所収）中に記載されている。本学部は一九五〇年に横浜市神奈川区に創立された（二〇〇二年廃止）。

## 二四 関東学院大学短期大学部

### 一、目的及使命

本短期大学部は基督教に基く人格の陶冶を旨とし教育基本法に則り一般教養との密接な関連に於て職業に必須な専門教育を授けるを以て目的とする

関東学院は北米合衆国北部バプテスト伝道協会により創始されたもので基督教を精神教育の基礎として過去五十年横浜に於て過去三十一年教育事業を行なつて来たものである。我が国の民主主義文化国家建設の基礎としての精神主義教育に特に使命を感じ幼稚園小学校より大学に至る一貫教育に於て其の使命を果さんとするものである。

本学部に英文科を設ける所以は、国際語たる英語に堪能にして基督教精神を体得せる人物の養成は新世界国家建設の途にある今日最も必要な事と信ずるからである。且つ貿易港たる横浜自身の事を考えても、かかる人物の養成は我校の如き基督教主義学校に課せられた第一の使命と考えられる。

家政科を設ける所以は新日本の再建は先ず家庭の民主化、科学化に始まらねばならぬと信ずるからである。科学的にして且精神的な家政科の設置こそ又基督教に基く我等の教育機関に課せられた重大なる使命の一つであらねばならぬ。経済科、工科の設置は今春新設の本学院新制大学設置要項の中に次の如く述べている通りである。

経済学部を設ける所以は基督教精神に立脚し穩健なる思想を以て日本経済再建に活躍する人物を養わんとするにある。工学部の経営の容易でないのを推して設置する所以は技術者教育に高き精神的基礎の要望されるに応える為めである。又一つには将来我国は工業立国の外なきを信じ其為には多数の技術者を養成せねばならぬ国家的必要に対処する為である。

が新たに右両学部の施設並に定員をさいてまでも経済工学の両科を短期大学部に設ける事の理由は、今日の我国の実情に鑑み、より短き年月の中より実際的な経済、工科の専門家を養成することが急務であると考えられるからである。夜間部の設置については更に一言せねばならない。

元来短期大学の設置の目的の一つは既に職業戦線に立てる人々の成人教育にあるのであるが、殊に今日の如き経済不況の時期に当りては己が学資を稼ぎつゝ学ばねばならぬ幾多の若き人々のあることは当然である。本短期大学部はかかる人々の為に英文、経済の二科を夜間に設け有為なる能力をもちつゝも学資不足の為に昼間進学の途をすゝむ能わざる青年男女の為に學習研究の途をひらくとするのである。

注 「関東学院大学短期大学部設置認可申請書」（簿冊「自25年3月 関東学院短期大学」所収）中に記載されている。本学部は一九五〇年に横浜市南区に創立された。六年四月に関東学院女子短期大学と改称した（二〇〇四年廃止）。

## 二五 京浜女子短期大学

### 一、目的及使命

本学は、日本国憲法の精神に則り、女子に一般教養の知識を授けると共に、これと蜜〔密〕接な関係に於て、職業に必須な実際的専門教育を施し、知的・道徳的能力を展開させ人格の完成を期すると共に、民主的文化的国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に寄与するを目的とする。

而して、女子の社会的活動と責任範囲の拡大された今日、右の目的を円満に達成する為、女子の特殊性と社会情勢を考慮し、二年制の短期大学を創設し、真理と平和を希求し、質朴真摯なる理念と行動に生きる、実践的職能人の育成に努め、且は、四年制大学との連繋を計るものである。

## 二六 フェリス女学院短期大学

### 一、目的及び使命

フェリス女学院短期大学はキリスト教の信仰に基いて女子の人格を涵養し高い教養を授け、実際的専門教育を行い、有為円満な社会人を育成することを目的とする。即ち現代社会の要求に応じ、英文学科に於ては女子に必要な英文学並びに実用英語を専攻させ、音楽科に於ては将来社会的中堅となる音楽家及び教会音樂の指導者を養成する。家政科に於ては食物関係に重点を置いた一般家政を教授し、各科共希望により教員養成を併せ行う。

注 「短期大学設置認可申請書」（簿冊「フェリス女学院短期大学」所収）中に記載されている。本学は一九五〇年に横浜市中区に創立された（九〇年廃止）。

## 二七 法政大学短期大学部

### 一、目的及び使命

本短期大学部は、民主主義の精神に基き広く世界の文化を摂取するとともに専門的知識並に技能を修得し以て公共の福祉に貢献する職業人を夜間短期に養成することを目的とする。

注 「法政大学短期大学部設置認可申請書」（簿冊「法政大学短期大学部」所収）中に記載されている。本学部は一九五〇年に川崎市に創立された（八五年廃止）。

## 二八 大和農芸家政短期大学

### 一、目的及使命

示すが如く、所定単位の履修により、「家庭」及「保健」の中学校・高等学校教員免許状、並びに、「栄養士」及「衛生管理者」免状取得の途を講じ、聊かなりとも、社会へ貢献せんと希望する次第である。

注 「京浜女子短期大学 設置認可申請書」（簿冊「自29年4月至29年11月 「京浜女子短期大学」京浜女子大学短期大学部 所収）中に記載されている。京浜女子短期大学は一九五〇年に鎌倉市に創立された（五九年京浜女子大学短期大学部と改称、八九年鎌倉女子大学短期大学部と改称）。

保健学科に於ては、保健衛生、特に公衆衛生、方面におき、夫々選択科目を豊富に設け、個性の発揚を計ると共に、「九、履修方法概要」に

本学はカトリック主義に基き女子の人格陶冶をなすと共に我国憲法の精神に則り教育基本法学校教育法の趣旨にもどすき女子の一般教養を高むると共に専ら農業を基調とする生活科学に関する理論と実際とを教授指導して有能なる社会人たらしむると共に我国文化国家の基盤をなす農村の生活改善指導者たらしめ以て我国文化の向上に資せしむるを以て目的とする

注 「大和農芸家政短期大学申請書追加」（簿冊「自25年4月至28年4月」「大和農芸家政短期大学」大和学園聖セシリア女子短期大学所収）中に記載されている。本学は一九五〇年に高座郡山都町に創立された（七三年大和学園女子短期大学と改称、八四年大和学園聖セシリア女子短期大学と改称、二〇〇四年聖セシリア女子短期大学と改称）。

注 「大和農芸家政短期大学申請書追加」（簿冊「自25年4月至28年4月」「大和農芸家政短期大学」大和学園聖セシリア女子短期大学所収）中に記載されている。本学は一九五〇年に高座郡山都町に創立された（七三年大和学園女子短期大学と改称、八四年大和学園聖セシリア女子短期大学と改称、二〇〇四年聖セシリア女子短期大学と改称）。

## 二九 相模女子大学短期大学部

### 一 目的及び使命

女性にふさわしい専門の職業教育を授けその修練を通じて人生と世界を理解させ知的道徳的に高い社会人としての教養の裏付けを持つた有為な女性を育成し併せて当地域社会の正当な要求に応じた成人教育の充実を期する

注 「短期大学設置認可申請書」（簿冊「相模女子大学短期大学部」所収）中に記載されている。本学部は一九五一年に高座郡相模原町（現相模原市）に創立された。

## 三〇 鶴見女子短期大学

### 一、目的及び使命

本短期大学は、教育基本法及び学校教育法に基き、教養と知性の向上を図り、実際的専門の職業教育を施し、併せて禅的行持に拘つて、道義篤き賢良なる女性を養成するを目的とする。

注 「鶴見女子短期大学認可申請書」（簿冊「鶴見女子短期大学」所収）中に記載されている。本学は一九五三年に横浜市鶴見区に創立された（七一年鶴見女子大学短期大学部と改称、七三年鶴見大学女子短期大学部と改称、九九年鶴見大学短期大学部と改称）。

## 三一 洗足学園短期大学

### 一、目的及び使命

本学は教育基本法並びに学校教育法に従い、一般教育と音楽の理論及び技能に関する専門的教育を授け、有為な音楽家を養成することを目的とする

注 「洗足学園短期大学認可申請書」（簿冊「自昭37年1月 洗足学園短期大学」所収）中に記載されている。本学は一九六二年に川崎市に創立された（二〇一〇年に洗足子ども短期大学と改称）。

## 三二 日本女子衛生短期大学

### 一、目的及び使命

本短期大学は女子に口腔衛生に重点をおいた予防医学教育を施して、歯科衛生士を養成し併せて小、中学校の保健科担任教員の資格を得らるるよう、育成することを目的とし以つて口腔衛生を普及し、社会福祉の増進と文化の向上に貢献することを使命とする。

注 「日本女子歯科厚生短期大学設置認可申請書」（簿冊「自昭27年3月至昭35年2月 日本女子衛生短期大学」所収）中に記載されている。設置認可申請当初は校名が「日本女子歯科厚生短期大学」となっていたが、申請中に「日本女子衛生短期大学」への変更を届出て、その名称で認可された。本学は一九五二年に東京都大田区に創立された（六三年に横須賀市に移転、八九年に湘南短期大学と改称、二〇一三年神奈川歯科大学短期大学部と改称）。

## 一、目的及び使命

本学は教育基本法並びに学校教育法に則り、女子の知性と情操を高め健全なる心身を養い円満なる人格を作るための諸学の理論並びに応用を攻究教授し国家社会に有用な近代的女性を育成することを目的とする

注 「小田原女子学院短期大学設置認可申請書」（簿冊「自昭32年3月 小田原女子学院短期大学」所収）中に記載されている。本学は一九五七年に小田原市に創立された（六〇年小田原女子短期大学と改称、二〇一四年小田原短期大学と改称）。

## 三一 小田原女子学院短期大学

## 三四 麻布公衆衛生短期大学

目的または事由

実社会の要望に即応するため、高等学校の教育の基礎の上に、一般教養を高めるとともに、衛生検査と環境衛生に関する専門教育を実施し、有能なる中堅技術者を養成することを目的とする。

注 「麻布公衆衛生短期大学設置認可申請書」（簿冊「自昭40年1月 麻布公衆衛生短期大学」所収）中に記載されている。本学は一九六五年に相模原市に創立された（七年廃止）。

### 三五 横浜商科短期大学

#### （一）設置認可申請における「目的または事由」

目的または事由

本学は国際感覚の豊かな産業中堅指導者を養成するため実際に則した専問〔門〕的職業的な大学教育を施すと共に特に道徳教育に重きをおき、信義誠実を尚び、安心して事を託し得る人材の育成を目的とし、以て我が国産業の興隆と文化の向上に寄与することを使命とする。

注 「横浜商科短期大学設置認可申請書」（簿冊「自昭41年1月 横浜商科短期大学」所収）中に記載されている。本学は一九六六年に横浜市鶴見区に創立された。

#### （二）廃止認可申請における「理由」

#### 六、転換の方針及び方法

##### （一）理由

短期大学は四十一年四月開校したものであるが入学者は男女の比男子八五%、女子一五%の割合で、将来の進路についての調査の結果は、女子は概ね就職又は家業従事であるが、男子学生の多くは第一次大学の試験に失敗した者で短大卒後も四年制大学に編入の希望者が圧倒的多数である。又一方学生の学力の程度から考察すると全体的にみて女子学生の方が男女〔子〕学生よりすぐれている。

これは短大の商科という特殊性の結果であろうかと考へる。

短期大学設置当時の諸情勢に対する判断、先見の不明に対する批判は素直に認めたいと存じますが、現下の急速なる技術革新に伴う企業の近代化乃至は合

理化或は国際経済の諸情勢等将来の展望の上に立って再思再考の結果新らたなる構想の下に教育的雰囲気の中で、実学と技術修得の学府として商学部単科の

横浜商科大学を設置し、道義に徹した国家有用の人材を育成し、業界の期待に副いたい所存であります。

従つて横浜商科短期大学は学生の卒業を俟〔俟〕つて之を廃止せんとするものである。

注 廃止認可申請書類（簿冊「自昭41年1月 横浜商科短期大学」所収）中に記載されている。本学は一九六九年三月に廃止された。

### 三六 トキワ松学園女子短期大学

#### 設置の事由及目的

本学園はさきに教育基本法ならびに学校教育法に基づき高等学校、中学校、小学校を設置し、爾来年を追つて発展の道をたどり、明年は創立五十周年を迎えるとしている。この発展を期に更に高次の教育を施す短期大学を設置して、多年の宿願であった小・中・高・大学と一貫した教育機関整備の要望が父兄、同窓会の間に次第に高まつて來た。理事会に於てもこの要望に応えて短大設置準備委員会を発足させ、その構想の具体化と、実現を目指して着々その準備を整えて來た。社会に於ても次代の国民形成に大きな役割を果す女子に対してより高次の生活技術、能力を要求する声が年と共に高まり、一方女子の高等学校卒業者の進学率も年々高まりつつあるというのが現状である。本学園が昭和四十一年開校を目途に短期大学設置を計画した事由も又こゝにある次第である。

設置する学科は「造形美術科」と称し、美学、美術史等を中心とする美術の理論的教育を背景に、絵画、商業デザイン、室内デザイン等の実技教育を主とした造形美術教育を施すものであつて、芸術を正しく理解し得る豊かな教養と創造力を養い、併せて制作体験を通して個性的な創造活動を自由に展開し得る能力を練成し、現代社会の要求に応え得る芸術家とデザイナーの養成を目的とするものである。また同時に、美的本質を深く追求し得る学識と豊かな情操を身につけることによつて、学園建学の理想である円満な人格の所有者たらしめ、子女の教育を正しく果し得る婦人の育成をも目的とするものである。

注 「トキワ松学園女子短期大学設置認可申請書」（簿冊「自昭41年1月 トキワ松学園女子短期大学」中に記載されている。本学は一九六六年に横浜市港北区に創立された（二〇〇一年に横浜美術短期大学と改称）。

### 三七 カリタス女子短期大学

#### 目的または事由

本学は教育基本法および学校教育法に従い、カトリック的世界観とケベック・カリタス修道女会の教育基本方針に基き、深い専門の学術を探求せしめると共に広く豊かな教養を授け、かつ正確な道徳観と高い知性を有する女性を育成することを目的とする。

注 「カリタス女子短期大学設置認可申請書」（簿冊「自昭41年1月 カリタス女子短期大学」所収）中に記載されている。本学は一九六六年に川崎市に創立された（一九七〇年に横浜市緑区（現青葉区）に移転）。

### 三八 横浜女子短期大学

#### 目的

本学は教育基本法及び学校教育法に従い、わが国児童の福祉を増進するため必要な専門教育と、実践による技術の修得をおこない、且つキリスト教主義による女子の円満なる人格涵養を目標として、すぐれた幼稚園教諭と、児童福祉事業に従事する保母を養成することを目的とする。

注 横浜女子短期大学設置認可申請書類（簿冊「横浜女子短期大学」所収）中に記載されている。本学は一九六六年に横浜市南区に創立された（一九七〇年に磯子区に移転、一九七九年に港南区に移転）。

### 三九 調布学園女子短期大学

#### 目的または事由

本学は短期大学における専門的な知識と技能を授けより高き教養と豊かな情操を身につけて現代社会に適応した善良有為な婦人を養成することを目的および使命とする。

注 「調布学園女子短期大学設置認可申請書」（簿冊「自昭42年2月 調布学園女子短

### 四〇 昭和音楽短期大学

#### 目的または事由

東京音楽短期大学は、教育基本法並びに学校教育法に則り音楽に関する学術の中心として広く知識を授けると共に、専門の技能、理論及び応用を教授研究し人格の完成を図り個性豊かな教養の高い人材を育成しもつて文化の創造と発展国家社会の福祉に貢献することを目的とする。

注 「東京音楽短期大学設置認可申請書」（簿冊「昭和44年1月 昭和音楽短期大学」所収）中に記載されている。設置認可申請当初は校名が「東京音楽短期大学」となっていたが、申請中に「昭和音楽短期大学」への変更を届出て、その名称で認可された。本学は一九六九年に厚木市に創立された（一四年に昭和音楽大学短期大学部と改称、二〇〇七年に川崎市に移転）。

### 三七 カリタス女子短期大学

#### 目的または事由

本学は教育基本法および学校教育法に従い、カトリック的世界観とケベック・カリタス修道女会の教育基本方針に基き、深い専門の学術を探求せしめると共に広く豊かな教養を授け、かつ正確な道徳観と高い知性を有する女性を育成することを目的とする。

注 「カリタス女子短期大学設置認可申請書」（簿冊「自昭41年1月 カリタス女子短期大学」所収）中に記載されている。本学は一九六六年に川崎市に創立された（一九七〇年に横浜市緑区（現青葉区）に移転）。

### 三八 横浜女子短期大学

#### 目的

本学は教育基本法及び学校教育法に従い、わが国児童の福祉を増進するため必要な専門教育と、実践による技術の修得をおこない、且つキリスト教主義による女子の円満なる人格涵養を目標として、すぐれた幼稚園教諭と、児童福祉事業に従事する保母を養成することを目的とする。

注 横浜女子短期大学設置認可申請書類（簿冊「横浜女子短期大学」所収）中に記載されている。本学は一九六六年に横浜市南区に創立された（一九七〇年に磯子区に移転、一九七九年に港南区に移転）。

### 三九 調布学園女子短期大学

#### 目的または事由

本学は短期大学における専門的な知識と技能を授けより高き教養と豊かな情操を身につけて現代社会に適応した善良有為な婦人を養成することを目的および使命とする。

注 「調布学園女子短期大学設置認可申請書」（簿冊「自昭42年2月 調布学園女子短

### 三七 カリタス女子短期大学

#### 目的または事由

本学は教育基本法および学校教育法に従い、カトリック的世界観とケベック・カリタス修道女会の教育基本方針に基き、深い専門の学術を探求せしめると共に広く豊かな教養を授け、かつ正確な道徳観と高い知性を有する女性を育成することを目的とする。

注 「カリタス女子短期大学設置認可申請書」（簿冊「自昭41年1月 カリタス女子短期大学」所収）中に記載されている。本学は一九六六年に川崎市に創立された（一九七〇年に横浜市緑区（現青葉区）に移転）。

### 三八 横浜女子短期大学

#### 目的

本学は教育基本法及び学校教育法に従い、わが国児童の福祉を増進するため必要な専門教育と、実践による技術の修得をおこない、且つキリスト教主義による女子の円満なる人格涵養を目標として、すぐれた幼稚園教諭と、児童福祉事業に従事する保母を養成することを目的とする。

注 横浜女子短期大学設置認可申請書類（簿冊「横浜女子短期大学」所収）中に記載されている。本学は一九六六年に横浜市南区に創立された（一九七〇年に磯子区に移転、一九七九年に港南区に移転）。

### 三九 調布学園女子短期大学

#### 目的または事由

本学は短期大学における専門的な知識と技能を授けより高き教養と豊かな情操を身につけて現代社会に適応した善良有為な婦人を養成することを目的および使命とする。

注 「調布学園女子短期大学設置認可申請書」（簿冊「自昭42年2月 調布学園女子短

### 三七 カリタス女子短期大学

#### 目的または事由

本学は教育基本法および学校教育法に従い、カトリック的世界観とケベック・カリタス修道女会の教育基本方針に基き、深い専門の学術を探求せしめると共に広く豊かな教養を授け、かつ正確な道徳観と高い知性を有する女性を育成することを目的とする。

注 「カリタス女子短期大学設置認可申請書」（簿冊「自昭41年1月 カリタス女子短期大学」所収）中に記載されている。本学は一九六六年に川崎市に創立された（一九七〇年に横浜市緑区（現青葉区）に移転）。

### 三八 横浜女子短期大学

#### 目的

本学は教育基本法及び学校教育法に従い、わが国児童の福祉を増進するため必要な専門教育と、実践による技術の修得をおこない、且つキリスト教主義による女子の円満なる人格涵養を目標として、すぐれた幼稚園教諭と、児童福祉事業に従事する保母を養成することを目的とする。

注 横浜女子短期大学設置認可申請書類（簿冊「横浜女子短期大学」所収）中に記載されている。本学は一九六六年に横浜市南区に創立された（一九七〇年に磯子区に移転、一九七九年に港南区に移転）。

### 三九 調布学園女子短期大学

#### 目的または事由

本学は短期大学における専門的な知識と技能を授けより高き教養と豊かな情操を身につけて現代社会に適応した善良有為な婦人を養成することを目的および使命とする。

注 「調布学園女子短期大学設置認可申請書」（簿冊「自昭42年2月 調布学園女子短

## 第二節 「横浜国立大学」の創設過程

### 一 「横浜綜合大学」構想

#### 総合大学案難航 続く 石河横浜市長談

大学昇格問題が大きくクローズアップされて来た今日、去る四月の選挙戦において六専門合併による横浜綜合大学実現を公約した石河横浜市長を記者は十一月二十一日市庁に訪問その所信を聞いてみた。質問及び回答の要旨は次の如くである

官公立四専門合併による横浜綜合大学を市当局にて計画中と聞くがその経緯如何、また横浜専門学校大学昇格問題に関しては如何に考えるや

『当初私立専門校を含めての大綜合大学を企画したが周知の如く綜合大学には設備、教授の質等に關し一定の基準がありこの点私立専門校は官立の諸校に比し一段とレベルが低いのはいなめない、また経営面における相異等の問題もありこの際官公立四専門による綜合大学を一まず当面の目標においたわけである。なお私立専門学校に関しては前述の官立綜合大学に並存させて行く方針であり私としてはあく迄も公約に沿つて努力していける積りである。

官立綜合大学計画もいまだ本格的な活動に入つていながら来る二十四日開催予定の横浜綜合大学設立準備委員会（仮称）の第一回会合において市内専門学校校長に市当局を交えこの問題に関する各種の討議ならびに意見の交換が行われる。

市当局の問題として

一、ばう大な予算の財源をどこに求めるか

一、所轄問題、即ち官立とすべきか公立とすべきか

一、各学校間における意見の相違

等があげられるが難関は『予算』でありこれに關し文部省及び市当局は全幅の援助を惜しまぬが何としても民間の積極的協力なくしては解決し得ない、また第三項に関しては現在の各校とも独自の昇格案をもつてゐるが、意見の一一致が絶対的に必要であり四専門の中一校でも不参加となれば綜合大学の実現は至難であると考える』

寄附金徵集問題に關し市の見解如何

『あまり好ましい事ではないが戦災の痛手回復のため、また昇格問題等にも関連

してやむを得ぬ事と思う、学校によつて徵集額は多少の相異はあるがこれは学生の収入、生活程度から割り出した額面ではなくおそらく学校復興改修に要する必要見積額より割当てたものであり、従つて戦災の程度等により徵集額の相異はやむを得ぬものである』

現在市当局に生活難にあえぐ学生のための職業斡旋委員会等の組織ありや

『現在の處市にその様な機関はない、目下□□問題に關し考慮中であるがいまだ発表する時機に至つては、学生はアルバイト難をしきりに訴えているが何でもやる気になれば仕事は幾らでもあると思う、僕等の学生時代には人夫、道路掃除、牛乳配達、新聞配達等、何でもやつたものだ、端的にいって現代の学生は昔にくらべ経済的に或いはその他の点で非常に楽になつていているともいえるのであり、僕等の時代にはそれこそ寝る間も惜んで働くねばとても高等教育など受けられたものではなかつた』

学校新聞を利用して現代の学生に対し何か要望したき事なきや

『別に現代の学生の悪弊というべき点も見当らず要望したい事もないが唯現代の学生は夢がない、あまりにも現実的であり日々の生活に汲々としている様である、僕等の学生時代には苦しい生活の中にも大きな理想をいだいて勉学にいそしんだものである、しかしこれとて結局は社会がそうさせたものであり学生を責めるのは当らないと思う』

以上が質問回答の概略であるが学生注目の的たる第一問に對する返答があいまいであり選挙時の公約にかゝわらず私立専門校に對する意見は要領を得ず甚だ残念であったが氏は終始学生に對しきわめて同情的であり社会党員らしい闘志と若々しさを顔面にみなぎらせて時々ユーモアを飛ばしながら明瞭に意見を開陳された

（文責在記者）

注 『横浜専門学校新聞』復刊第九号（一九四七年一二月五日）。『横浜専門学校新聞』は神奈川大学資料編纂室に所蔵され、『神奈川大学史資料集』第十三集（大学資料編纂室編、学校法人神奈川大学刊、一九九七年）に収録されている。

一一九四八年一月段階の「横浜総合大学」案

総合大學案と  
各校のうごき

(著作権上の都合により省略します)

(著作権上の都合により省略します)

『神奈川新聞』一九四八年一月二九日。

(著作権上の都合により省略します)

三 一九四八年六月段階の官公立「複合大学」案

準備委員會を構成  
複合大學の原案を急ぐ

（著作権上の都合により省略します）

『神奈川新聞』一九四八年六月一六日。

（著作権上の都合により省略します）

#### 四 横浜専門学校の動向（一九四八年六月）

名称 「横浜大学」 法経・工両学部を設置 大学昇格申請書草案成る

来年度より実施される新制大学名称と設置学部に関しては先に教授会において内定した案を基に同窓会学生代表方面の意向も打診した上、復興委員会として検討を加へていたが、この程大学名称を「横浜大学」と設置学部を法経、工の二本建とすることを決定をみたので、十二日開催の常任委員会で正式に決定し発表することになつた。なほ大学認可申請締切は七月一杯であるので学校では六月一杯で大体の構想をまとめ七月中旬までに申請する模様である。現在までに出来た草案大要次の通り。

〔後略〕

注 『横浜専門学校新聞』第二一三号、一九四八年六月一七日。『横浜専門学校新聞』は神奈川大学資料編纂室に所蔵され、『神奈川大学史資料集』第十三集（大学資料編纂室編、学校法人神奈川大学刊、一九九七年）に収録されている。

五 「国立横濱大學」案への異論

国立横濱大學にヒビ

師範との複合反対

工専

経専

(著作権上の都合により省略します)

『神奈川新聞』一九四八年七月二〇日。

(著作権上の都合により省略します)

## 六 「神奈川大学」の名称決定（一九四八年一〇月）

新制大学『神奈川大学』に決定 十二月に給費生募集

去る十月三十一日の記念祭開催式の祝辞において米田校長は、明年度より開校予定の新制大学の名称について『神奈川大学』に決定したむね発表した。第一期審査の結果は今だ発表き「さ」れていないが、申請書の八〇%合格は『確実』という自信の意を表明、全学生の不安を一掃、一路神奈川大学へ前進する事になつた。尚米田校長は後日記者団との会見において、横浜大学の名称については、官立、市立との会合の席上種々討論されたのであるが、三者がゆづらぬので大きく神奈川大学とする事に関係者一同承認の上決定したと発表し、審査の結果が注目される。尚自信満々たる米田校長は十二月には早くも給費生の募集を行う旨発表した。

注 『横浜専門学校新聞』第二一五号、一九四八年一月一七日。『横浜専門学校新聞』は神奈川大学資料編纂室に所蔵され、『神奈川大学史資料集』第十三集（大学資料編纂室編、学校法人神奈川大学刊、一九九七年）に収録されている。



### 第三節 横浜国立大学学芸学部創設運動

#### 一 神奈川師範・大学昇格後援会（仮称）結成世話人会

##### （一）開催通知

昭和二十三年六月十二日 横浜市西区紅葉ヶ丘五三・教育会館内

長谷川雷助殿 神奈川県友松会長 小林梅茂

神奈川師範・大学昇格後援会（仮称）結成世話人会

師範学校の大学昇格につき後援会を結成することになりました。これが設立に關し各支部その他の御推薦により貴下を世話人に御委嘱申上げます。公私御繁多の折恐れ入りますが、御快諾の上御尽力を賜わりたく、偏にお願い致す次第であります。

ついては左記の通り世話人会を開きますから、ぜひとも御来会のほどをお願い申します。

記

一、日時、六月十九日（土）午前十時から

一、場所、鎌倉の師範学校男子部

一、協議事項 1. 新制大学要項の説明（三田校長から）

2. 新制大学に必要な経費の概要（学校側から）

3. 後援結成要項

1. 目論見の大要 2. 会則案

3. 支部設立要項 その他

（当日はお弁当の御持参を願います。）

##### （II）「目論見の大要」

###### 目論見の大要（案）

五月二十九日神奈川師範の昇格後援会の設立準備会を開き、各郡市区から設立世話人の推薦を願い、本日その世話人会を開く。今後の目論見は左の通り。

1. 本日の協議事項
2. 本部の組織方針決定とその着手

3. 支部及び分会の組織とその設立要項の決定
4. 後援費募集要項の決定
5. 今後の段取り

注 横浜市史資料室所蔵の簿冊「岡野一年目」（長谷川雷助旧蔵資料）に収録されている。「目論見の大要（案）」「会則（案）」「後援会募集要項（案）」「国立横浜大学の構想 大学設置規準案」も所収されている。

## 二 師範学校・大学昇格後援会寄附募集のパンフレット

### 師範学校・大学昇格後援会

#### 趣 旨

過去の教育革新を目指し、未曾有の学制改革が行われたが、所期の目的達成には前途に幾多の難関が横たわっている。校舎の建設や設備の充実もさることながら、それにも増して特に優秀教員の招致充実が根本問題である。国家再建は教育にあり、教育は人にある。教員にその人を得ることが何としても先決な重要問題である。しかるに現在の実情を見ると、師範学校では生徒の募集難に直面して再募集をしても定員には達せぬ始末であり、小中各学校では校舎が建てられても、良い先生を招くことができない。こんな状態では文化国家の建設だの、日本民主化の徹底など思いも及ばぬことで、この教育危機突破を目指して起ち上つたのがこの後援会の発足である。

即ちこの問題の解決策としては、師範学校の大学昇格を促進し、設備を完備させて研究修業に遺憾無からしめ、誇に燃ゆる学徒をして充分に□□を研磨させることによつて、有為有能の教育者を輩出せしむることが根本的対策であると考える。これを具現するには事県下教育の重要な問題である限り、県民全県一丸となつて強力に邁進せねばならぬ。

#### 会 則

第一条 本会は師範学校・大学昇格後援会と称し、本部を横浜市西区紅葉ヶ丘五十三番地教育会館内に、支部・分会を県下各地におく

第二条 本会の目的を左の通り定める

- 1、優秀教員招致充実のためあらゆる施策を講ずる
  - 2、教員の地位の重要性を県民に徹底させる
  - 3、大学昇格の実現を企図し、その内容充実のために必要な後援をする
- 右の目的を達成するために必要な資金は教育に理解のある県民、その他篤志者の醵金を以てこれにあてる

第三条 本会に左の役員をおく

名誉会長 一名 会長 一名 副会長 三名  
理事 若干名 顧問 若干名 参与 若干名

監事 三名 職員 若干名

名誉会長には知事、会長には県会議長を推す

理事には県下各郡市区の支部及び教育関係団体から選挙又は推すされた者と、会長から委嘱した者とする

理事は理事会を組織し、重要事項 一切を審議する

会長又は理事会において必要と認めたときは臨時総会を開く

第四条 本会の趣旨を賛して醵金した者を本会の会員とする

第五条 会則に規定のない事項は凡て理事会において定める

#### 本会の機構

本会の円滑な運営を図り、その目的を達成するためには機構を整備充実する必要がある。殊にその趣旨が県民個々にまで徹底し、充分な理解を得て資金の寄附を仰がねばならぬ関係上、県下七郡七市十区の隅々まで普及の要があるので、本部の外に各郡市区毎に支部をおり、各小学校の通学区域毎に分会を結成し、相互に連絡を図つて本運動に遺憾ならしむることに決めた。参考のため次に基準として機構の大要を掲げた。

#### 本 部

名譽会長 知事

副会長 県会議長

各方面代表者

顧問 衆議員、県会議員、教育委員、市長、市会議長、町村会会長、

その他

教育関係者、教育団体代表者、その他

支理部 (郡・市・区) (例)

各支部長、教育関係者、教育団体代表者、その他

地方事務所長、市区町村長、教育団体代表者、その他

教育関係者、民生委員、その他

副支部長

顧問

参与

監事

分 会 理 事 会 分会長、各学校長、教育関係者、其他  
(小学校通学区域) (例)

募金に要する旅費、通信費、雑費等は募金額の一割以内として、そのうち支部・分会は五分、本部は五分とする。

# 顧問 参与事務

実行委員	各学校長、学校職員、民生委員、教育関係者、PTA役員、その他
PTA役員、民生委員、教育団体役員、その他	

一、募金の総額 資金募集要項 金四、五〇〇万円也

一 優秀教職員充実施設費

2 一 優秀教職員充実施設費  
設備補助費 三、五〇〇万円  
、〇〇〇万円

二、 募金の単位 一円一百円とし、二円以上を希望する。分納も可。

三、 募金の期間 昭和二十四年三月末日迄を第一期とし、其後引き継続する

四 募金の便述

— 優秀教員充実施設費は半額を師範学校の募金使途運営委員会に、半額を

支部・分会に交付し、五ヶ年継続事業として入学志願者の勧誘、学資の

補助、研究費の補助その他にあてる。

2 設備補助費は図書購入費（八五〇万円）、図書館建設費（九九〇万円）、研究施設費（九一〇万円）、土地建物買収費（二五〇万円）の補助にあてる。

(学校側、後援会側双方より選出の委員会に依り運営する)

## 五、募金の取扱

募金は県下各分会において徴収し、毎月末支部に送附する。各支部は募集費（募金の五分）を差引いて本部に納入する。

## 六、募集の経費

注 真鶴町教育委員会所蔵の簿冊「昭和二十四年度 学事関係綴 岩谷役場」に収録されている。この文書は、「一 神奈川師範・大学昇格後援会（仮称）結成世話人会」に掲載した一九四八年六月一二日の世話人会で検討して作成されたものと推定される。

い 願 お  
支部・分会の結成されていない地区では、ぜひその結成強化をお急ぎ下さい。皆様の熱心なる御協力で県下に支部も大分結成され、又は現に結成されつゝあります。依つて本会は募金に着手する段取りとなりましたので、未だ支部や分会の結成されていない地区では、この際その結成強化を急いで下さい。尚本部に連絡下されば、できるだけ都合してその会合に出席し、県下各地域の情況をお知らせいたします。



注 真鶴町教育委員会所蔵の簿冊「昭和二十四年度 学事関係綴 岩村役場」に収録されている。この文書は、横浜国立大学が設置されて以降の一九四九年度中に作成されたものと推定される。一九五〇年一月一〇日に県議会で決定された旨の記載がある。『神奈川県議会史 続編第一巻』によれば、この日には県議会は開催されていな



#### 第四節 県立短期大学に関する条例・規則

※ 本節に収録した条例・規則はいずれも『神奈川県公報』に掲載されたものである。

又はこれと同等以上の学力を有すると文部大臣が認めたもの。  
第六条 大学の授業料その他の費用の額は、次のとおりとする。

一 授業料	年額 九千六百円
二 実験実習費	年額 四千八百円
三 入学料	三百円
四 入学検査料	五十円
五 成績証明書	三十円
六 卒業証明書	五十円
七 在学証明書	五十円

第一条 栄養士となるべき者に対し、必要な一般教養及び食生活に関する技能並びに栄養学に関する教育を行い、あわせて中学校及び高等学校の教員としての基礎資格を養うことを目的として、神奈川栄養短期大学（以下大学という。）を横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘三百九十九番地に設置する。

第二条 大学に次の職員を置く。

学長 一人  
教授 若干人  
助教 若干人  
講師 若干人  
その他の職員 若干人

2 学長は、学務を総理し、所属職員を統督する。

3 教授は、学長の指揮を受け、学生を教授し及び研究に従事する。

4 助教授は、教授の職務を助ける。

5 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

6 その他の職員は、学長の命により職務に従事する。

第三条 大学の修業年限は、二年とする。

第四条 大学の学生定員は、次のとおりとする。

一学年 八十人  
二学年 八十人

第五条 大学の入学資格は、次の各号の一に該当するものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年三月法律第二十六号）第五十六条に規定するもの。  
二 旧中等学校令（昭和十八年一月勅令第三十六号）による中等学校を卒業し、

注 「神奈川県立栄養専門学院設置条例」およびその関連法令は第二部第九章に収録。

第九条 この条例の規定により徴収した授業料その他の費用は、どのような事由があつても還付しない。

第十条 授業料その他の費用の徴収については、県税外諸収入徴収規則（昭和二年十二月神奈川県規則第三十四号）の定めるところによる。

第十一条 この条例に定めるものの外、必要な事項は、知事が定める。

#### 附則

1 この条例は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 神奈川県立栄養専門学院設置条例（昭和二十三年十二月神奈川県条例第百十号）は、昭和二十九年三月三十日を限り廃止する。

## 一九五四年四月六日神奈川県条例第十六号

(授業料等の徴収)

第六条第一項第七号の次に次の二号を加える。

八 進学適性検査料 二百円

同条第五項の次に次の二項を加える。

6 進学適性検査料は、進学適性検査願書を受けつけるときに徴収する。

第七条中「授業料」の下に「及び実験実習費」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一九五五年四月一日神奈川県条例第二十六号

第四条中「八十人」を「百人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 一九五六年三月三一日神奈川県条例第九号

第六条第一項第二号中「四千八百円」を「七千二百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十一年四月一日から施行する。

注 一九六〇年一二月二〇日神奈川県条例第三十五号「神奈川県立栄養短期大学の授業料等の徴収に関する条例」(一九六一年二月一日から施行)により廃止。

(二) 神奈川県立栄養短期大学の授業料等の徴収に関する条例  
一九六〇年一二月二〇日神奈川県条例第三十五号

神奈川県立栄養短期大学の授業料等の徴収に関する条例  
(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十条及び第二百二十二条第一項並びに学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六条の規定に基づき、神奈川県立栄養短期大学(以下「大学」という。)の授業料その他の費用(以下「授業料等」という。)の徴収に關し必要な事項を定める。

第二条 大学に入学を志願する者については入学検定料を、大学に入学(転入学を含む。)を許可された者については入学料を、大学の学生については授業料及び実験実習費を徴収する。

2 大学から在学証明書、成績証明書又は卒業証明書(以下「在学証明書等」という。)の交付を受けようとする者については、在学証明書等交付手数料を徴収する。

## る。

(授業料等の額)

第三条 授業料等の額は、次の各号に定めるところによる。

一 授業料	年額	九千六百円
二 実験実習費	年額	七千二百円
三 入学検定料	千	円
四 入学料	千	円
五 在学証明書等交付手数料	一件につき	五十円

(授業料及び実験実習費の徴収免除)

第四条 知事は、学業優秀で、かつ、経済的理由によつて納付が困難と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者について、授業料及び実験実習費の全部又は一部を免除することができる。

(授業料等の不返還)

第五条 既に徴収した授業料等は、知事が特に必要と認める場合のほかは返還しない。

(委任規定)

第六条 この条例の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

1 この条例は、昭和三十六年二月一日から施行する。

2 神奈川栄養短期大学条例(昭和二十八年神奈川県条例第七号)は、廃止する。

注 一九六四年三月三一日神奈川県条例第42号「神奈川県立栄養短期大学条例」(一九六七年四月一日から施行)により廃止。

## (III) 神奈川県立栄養短期大学条例

一九六四年三月三一日神奈川県条例第42号

## 神奈川県立栄養短期大学条例

(授業料等の不還付)

第6条 すでに徴収した授業料等は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

(趣旨)

第一条 この条例は、神奈川県立栄養短期大学（以下「大学」という。）の設置、管理等に關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 栄養士及び中学校教員の資格を得させるための教育施設として、大学を横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘<sup>399</sup>番地に設置する。

(学科、修業年限及び定員)

第三条 大学の学科、修業年限及び定員は、規則で定める。

(授業料等の徴収)

第四条 大学に入学を志願する者からは入学検定料を、大学に入学を許可された者からは入学料を、大学の学生からは授業料及び実験実習費を徴収する。

2 大学の学生であつた者についての卒業証明書又は成績証明書の交付を受ける者からは、それぞれ卒業証明書交付手数料及び成績証明書交付手数料を徴収する。

3 前2項に規定する授業料等（以下「授業料等」という。）の額は、次の各号に定めるとおりとする。

授業料	年額
実験実習費	7,200円
入学検定料	1,000円
入学料	1,000円
卒業証明書交付手数料	一通につき 50円
成績証明書交付手数料	一通につき 50円

(授業料及び実験実習費の免除)

第五条 知事は、学業優秀で、かつ、経済的理由により納付が困難と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者について、授業料及び実験実習費の全部又は一部を免除することができる。

第7条 この条例に定めるもののほか、大学の管理等に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 神奈川県立栄養短期大学の授業料等の徴収に関する条例（昭和35年神奈川県条例第35号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

3 旧条例第2条の規定に基づいて徴収した授業料等は、この条例第4条の規定に基づいて徴収した授業料等とみなす。

一九六六年一二月二〇日神奈川県条例第57号

第4条第3項第一号中「9,600円」を「12,000円」に改め、同項第2号中「7,200円」を「12,000円」に改め、同項第4号中「1,000円」を「神奈川県内に住所を有する者で規則で定めるもの 3,000円 その他の方 6,000円」に改める。

附 則

1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

2 昭和42年3月31日現在において在学する者の授業料については、改正後の第4条第3項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(四) 神奈川県立栄養短期大学条例施行規則

一九六四年三月三一日神奈川県規則第50号

神奈川県立栄養短期大学条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、神奈川県立栄養短期大学条例（昭和39年神奈川県条例第42号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(学科)  
第2条 神奈川県立栄養短期大学（以下「大学」という。）に栄養科を置く。

(修業年限等)  
第3条 大学の修業年限は、2年とする。

2 大学の在学期間は、4年をこえることができない。

(定員)

第4条 大学の学生の定員は、各学年100人とする。

(委託生、聴講生及び研究生)

第5条 学長は、知事の承認を得て、大学に委託生、聴講生及び研究生を置くことができる。

2 委託生、聴講生及び研究生に関する事項は、別に定める。

(図書館)

第6条 大学に付属図書館を置く。

(公開講座等)  
第7条 大学は、社会人の教養を高めるため、公開講座、講習会、展覧会等を開設することができる。

(授業料及び実験実習費)

第8条 授業料及び実験実習費は、年額の12分の一の額（以下「月額」という。）を、毎月期日を指定して徴収しなければならない。ただし、8月及び3月に徴収すべき授業料及び実験実習費は、その前月に徴収することができる。

2 休学の場合には、休学した期間が全月にわたる月分の授業料及び実験実習費は、免除する。

3 月の中途中における入学（転入学を含む。）、退学又は除籍の場合には、その月の授業料及び実験実習費は、徴収する。

(入学料)  
第9条 入学料は、入学を許可された日から7日以内に納付しなければならない。

(入学検定料)  
第10条 入学料は、入学を許可された日から7日以内に納付しなければならない。

(卒業証明書交付手数料等)  
第11条 卒業証明書交付手数料及び成績証明書交付手数料は、当該証明書の交付

を申請する際に納付しなければならない。

(授業料及び実験実習費の免除)

第12条 第8条第2項に規定する場合のほか、条例第5条の規定により授業料及び実験実習費の全部又は一部の免除を受けようとする者は、授業料及び実験実習費免除申請書（別記様式）を学長を経由して知事に提出しなければならない。

2 授業料及び実験実習費の全部又は一部の免除を受けた者は、その免除の決定の条件の全部又は一部が解消したときは、その旨を遅滞なく学長を経由して知事に届け出なければならない。

(学則)  
第13条 学長は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条に規定する学則を定めなければならない。

2 学長は、前項の学則を定めようとするときは又は改正しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、大学の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

#### 附 則

1 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

2 神奈川県立栄養短期大学の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和35年神奈川県規則第102号）は、廃止する。

〔別記様式 略〕

一九六六年三月三一日神奈川県規則第16号

第2条中「栄養科」を「食物栄養科」に改める。

第4条中「100人」を「135人」に改める。

#### 附 則

この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

二 神奈川県立衛生短期大学  
(一) 神奈川県立衛生短期大学条例

## 一九六六年三月三一日神奈川県条例第5号

## 神奈川県立衛生短期大学条例

## (趣旨)

第一条 この条例は、神奈川県立衛生短期大学（以下「大学」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第二条 衛生及び看護に関する専門的教育を行なうため、大学を横浜市保土ヶ谷区中尾町50番地の一に設置する。

## (学科)

第三条 大学に、衛生看護学科を置く。

## (修業年限)

第四条 大学の修業年限は、2年とする。

## (委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、大学の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内で規則で定める日から施行する。

## 一九六六年一二月二〇日神奈川県条例第60号

## 第一条中「及び管理」を「管理等」に改める。

第五条中「管理」を「管理等」に改め、同条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

## (授業料等の徴収)

第五条 大学に入学を志願する者からは入学検定料を、入学選抜に合格した者のうち大学に入学しようとする者からは入学料を、大学の学生からは授業料を徴収する。

## 2 大学の学生であつた者についての卒業証明証、修了証明書、単位履修証明書、成績証明書又は在学中の人物若しくは健康の状況を証明する書類の交付を受けようとする者から、証明書交付手数料を徴収する。

3 前2項に規定する入学検定料、入学料、授業料及び証明書交付手数料（以下「授業料等」という。）の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 入学検定料	1,000円
(2) 入学料 神奈川県内に住所を有する者で規則で定めるもの	3,000円
その他の者	6,000円

(3) 授業料 年額	50円
(4) 証明書交付手数料 一通につき	12,000円

## (授業料の免除等)

第六条 知事は、学業優秀で、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者について、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

## (授業料等の不還付)

第七条すでに徴収した授業料等は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

## 附 則

この条例は、神奈川県立衛生短期大学条例の施行の日から施行する。

## 一九六七年一月一八日神奈川県教育委員会規則第2号

神奈川県立衛生短期大学条例（昭和41年神奈川県条例第5号）附則に規定する規則で定める日は、昭和42年3月一日とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 一九六八年一〇月一一日神奈川県条例第47号

## 第三条を次のように改める。

## (学科)

第三条 大学に、衛生看護科及び衛生技術科を置く。

この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内で規則で定める日から施行する。

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内で規則で定める日から施行する。

## 一九六九年三月一四日神奈川県教育委員会規則第1号

(学則)

神奈川県立衛生短期大学条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神奈川県立衛生短期大学条例の一部を改正する条例(昭和43年神奈川県条例第47号)の施行期日は、昭和44年3月14日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## (一) 「神奈川県立衛生短期大学の管理及び運営に関する事務の委任」

一九六七年二月一八日神奈川県告示第169号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により神奈川県立衛生短期大学の管理及び運営に関する事務は、神奈川県教育委員会に委任した。

## (二) 「神奈川県立衛生短期大学条例施行規則

一九六七年三月一日神奈川県教育委員会規則第4号

神奈川県立衛生短期大学条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、神奈川県立衛生短期大学条例(昭和41年神奈川県条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学定員)

第二条 神奈川県立衛生短期大学(以下「大学」という。)の入学定員は、次のとおりとする。

- (教育課程の編成)
- 第7条 大学の教育課程は、保健婦助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号)、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)、短期大学設置基準等の規定に基づき、毎年度学長が編成する。
- 2 学長は、前項の規定により教育課程を編成したときは、教育長委報告しなければならない。
- (在学年限)
- 第3条 在学年限は、4年をこえることができない。

学 科	入 学 定 員
衛生看護学科	120 人

(学則)

第4条 学長は、学則を定めなければならない。

2 学長は、前項の学則を定め、又は変更しようとすることは、あらかじめ神奈川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の承認を受けなければならない。

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終まる。

2 前項の学年を分けて、次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 大学の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日日曜日

日曜日

開学記念日

春季休業 3月26日から4月5日まで

夏季休業 7月10日から9月10日までの間において学長が定める45日間

(6) 冬期休業 12月20日から翌年1月7日まで

- 2 前項第5号に規定する休業日の日数には、同項第2号に規定する日を含むものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、学長が必要があると認めるときは、臨時に休業し、又は授業を行なうことができる。

- 4 学長は、前項の措置をとつたときは、その旨をすみやかに教育長に報告しなければならない。

## (教授会)

第8条 大学に、教授会を置く。

2 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

3 教授会の構成員、運営方法等については、学長が定める。

（入学検定料）  
第9条 入学検定料は、入学願書を提出する際に納付しなければならない。

（入学料）  
〔第11～21条 略〕

第10条 条例第5条第3項第2号に規定する「神奈川県内に住所を有する者で規則で定めるもの」とは、入学選抜の合格発表の日の一年前から引き続き神奈川県内に住所を有する者とする。

この規則は、公布の日から施行する。

一九六九年三月一四日神奈川県教育委員会規則第2号

第2条の表中「衛生看護学科 120人」を

「衛生看護科	120人
30人	」

に改める。

年法律第76号」を加える。  
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（四）神奈川県立衛生短期大学運営連絡協議会規則

一九六七年三月三一日神奈川県教育委員会規則第6号  
神奈川県立衛生短期大学運営連絡協議会規則

## (趣旨)

第一条 この規則は、神奈川県立衛生短期大学運営連絡協議会（以下「協議会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 神奈川県立衛生短期大学（以下「大学」という。）の適切な運営を図るために、関係機関が相互に連絡し、及び協議する機関として、神奈川県教育庁（以下「教育庁」という。）に協議会を置く。

## (構成)

第3条 協議会は、次に掲げる職員で構成する。

神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）

教育庁の部長

大学の学長及び副学長

大学の教授会で選任された教授2人

大学の付属高等学校の校長

## (招集等)

第4条 協議会の会議は、教育長が招集する。

2 協議会は、教育長、大学の学長及び前条第4号に掲げる教授全員が出席し、かつ、現在構成員の4分の3以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 教育長は、協議会の会議を主宰し、その結果を教育委員会に報告しなければならない。

## (幹事)

第5条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、教育長が任命する。  
3 幹事は、協議会の事務を処理する。

## (庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育庁管理部総務課で処理する。

## (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

注 一九六八年五月七日神奈川県教育委員会規則第12号「神奈川県立短期大学の運営連絡協議会に関する規則」により廃止。

### 三 神奈川県立外語短期大学

(一) 神奈川県立外語短期大学条例  
一九六七年一〇月九日神奈川県条例第35号

神奈川県立外語短期大学条例

(趣旨)

第一条 この条例は、神奈川県立外語短期大学（以下「大学」という。）の設置、管理等に関する必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 外国語及び貿易に関する専門的教育を行なうため、大学を横浜市磯子区岡村町800番地の一に設置する。

(学科)

第三条 大学に、英語科を置く。

(修業年限)

第四条 大学の修業年限は、2年とする。

(授業料等の徴収)

第五条 大学に入学を志願する者からは入学検定料を、入学選抜に合格した者のうち大学に入学しようとする者からは入学料を、大学の学生からは授業料を徴収する。

2 大学の学生であつた者についての卒業証明書、修了証明書、単位履修証明書、成績証明書又は在学中の人物若しくは健康の状況を証明する書類の交付を受けようとする者から、証明書交付手数料を徴収する。

3 前2項に規定する入学検定料、入学料、授業料及び証明書交付手数料（以下「授業料等」という。）の額は、次の各号に定めるとおりとする。  
(1) 入学検定料 1,000円

(2) 入学料 神奈川県内に住所を有する者で規則で定めるもの 3,000円  
その他の者 6,000円

(3) 授業料 年額 12,000円  
証明書交付手数料 一通につき 50円

(授業料の免除等)

第六条 知事は、学業優秀で、かつ、経済的理由により授業料の納付が困難と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者について、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(授業料等の不還付)

第七条 すでに徴収した授業料等は、還付しない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第八条 この条例で定めるもののほか、大学の管理等に関する必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内で規則で定める日から施行する。

### 一九六八年二月一六日神奈川県教育委員会規則第1号

神奈川県立外語短期大学条例の施行期日を定める規則

神奈川県立外語短期大学条例（昭和42年神奈川県条例第35号）の施行期日は、昭和43年2月16日とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### (一) 「神奈川県立外語短期大学の管理及び運営に関する事務の委任」

一九六八年二月一六日神奈川県告示第112号  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、神奈川県立外語短期大学の管理及び運営に関する事務は、神奈川県教育委員会に委任した。

(三) 神奈川県立外語短期大学条例施行規則  
一九六八年二月一六日神奈川県教育委員会規則第3号

神奈川県立外語短期大学条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、神奈川県立外語短期大学条例(昭和42年神奈川県条例第35号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(入学定員)

第二条 神奈川県立外語短期大学(以下「大学」という。)の入学定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員
英語科	80人

第三条 在学年限は、4年をこえることができない。  
(在学年限)

第四条 学長は、学則を定めなければならない。  
(学則)

第二条 学長は、前項の学則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ神奈川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の承認を受けなければならない。  
(学年及び学期)

第五条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の学年を分けて、次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで  
(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで  
(休業日)

第六条 大学の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日  
(2) 日曜日  
(3) 開学記念日  
(4) 春季休業 3月26日から4月5日まで

(5) 夏季休業 7月10日から9月10日までの間において学長が定める50日間

(6) 冬季休業 12月20日から翌年1月7日まで

2 前項第5号に規定する休業日の日数には、同項第2号に規定する日を含むものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、学長があると認めるときは、編〔臨〕時に休業し、又は授業を行なうことができる。

4 学長は、前項の措置をとつたときは、その旨をすみやかに教育長に報告しなければならない。

(教育課程の編成)

第七条 大学の教育課程は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)、短期大学設置基準等の規定に基づき、毎年度学長が編成する。

2 学長は、前項の規定により教育課程を編成したときは、教育長に報告しなければならない。

(教授会)

第八条 大学に、教授会を置く。

2 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

3 教授会の構成員、運営方法等については、学長が定める。  
(入学検定料)

第九条 入学検定料は、入学願書を提出する際に納付しなければならない。  
(入学料)

第十条 条例第5条第3項第2号に規定する「神奈川県内に住所を有する者で規則で定めるもの」とは、入学選抜の合格発表の日の一年前から引き続き神奈川県内に住所を有する者とする。

[第11～20条 略]

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

[第1～2号様式 略]

## 一九六八年五月七日神奈川県教育委員会規則第12号

## 神奈川県立短期大学の運営連絡協議会に関する規則

## (趣旨)

第一条 この規則は、神奈川県立衛生短期大学運営連絡協議会（以下「衛生短期大学協議会」という。）及び神奈川県立外語短期大学運営協議会（以下「外語短期大学協議会」という。）の設置、組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第二条 神奈川県立衛生短期大学（以下「衛生短期大学」という。）及び神奈川県立外語短期大学（以下「外語短期大学」という。）の適切な運営を図るため、関係機関が相互に連絡し、及び協議する機関として、神奈川県教育庁（以下「教育庁」という。）に衛生短期大学協議会及び外語短期大学協議会を置く。

## (構成)

第三条 衛生短期大学協議会は、次に掲げる職員で構成する。

神奈川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）

## (1) 教育庁の部長

衛生短期大学の学長及び副学長

衛生短期大学の教授会で選任された教授2人

衛生短期大学の付属高等学校の校長

2 外語短期大学協議会は、次に掲げる職員で構成する。

## (1) 教育長

外語短期大学の学長

外語短期大学の教授会で選任された教授2人

外語短期大学の付属高等学校の校長

## (会議)

第四条 衛生短期大学協議会及び外語短期大学協議会の会議は、教育長が招集する。

2 衛生短期大学協議会は、教育長、衛生短期大学の学長及び前条第一項第4号に掲げる教授の一人が、外語短期大学協議会は、教育長、外語短期大学の学

長及び前条第2項第4号に掲げる教授のうちの一人が出席し、かつ、構成員の5分の3以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 教育長は、衛生短期大学協議会及び外語短期大学協議会の会議を主宰し、会議の結果を教育委員会に報告するものとする。

## (合同協議会)

第五条 教育長は、必要があると認めるときは、衛生短期大学と外語短期大学に共通する事項を協議するため、衛生短期大学協議会の構成員と外語短期大学協議会の構成員とによる協議会（以下「合同協議会」という。）を開催することができる。

2 前条及び第7条の規定は、合同協議会に準用する。

## (幹事)

第六条 衛生短期大学協議会及び外語短期大学協議会に、それぞれ幹事を置く。

2 幹事は、教育長が任命する。

3 幹事は、衛生短期大学協議会及び外語短期大学協議会のそれぞれの事務を処理する。

## (庶務)

第七条 衛生短期大学協議会及び外語短期大学協議会の庶務は、教育長管理部総務課で処理する。

## (委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、衛生短期大学協議会及び外語短期大学協議会の運営に関する必要な事項は、教育長が定める。

## 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 神奈川県立衛生短期大学運営連絡協議会規則（昭和42年神奈川県教育委員会規則第6号）は、廃止する。

一九六八年八月三〇日神奈川県教育委員会規則第20号「神奈川県立衛生短期大学の組織、職の設置等に関する規則の一部を改正する規則」附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

〔2 略〕

3 神奈川県立短期大学の運営連絡協議会に関する規則（昭和43年神奈川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第一項第3号中「及び副学長」を削る。

一九六九年三月一四日神奈川県教育委員会規則第3号

第3条第一項第4号中「2人」を「3人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



## 第五節 大学入試をめぐる諸動向

### 一 進学適性検査

進学適正「ママ」検査行う

明年度の高専・豫科入學

（著作権上の都合により省略します）

『神奈川新聞』一九四七年一二月二〇日。

入試始まる  
筆頭は水産講習所

(著作権上の都合により省略します)

(著作権上の都合により省略します)

『神奈川新聞』一九四八年三月一日。

(著作権上の都合により省略します)

三 一九五七年度入試

合格者の大半が浪人組

横浜 現役組は 12・9%

国大 まるで『六三四制』

高校生泣かせ 激しい競争率

(著作権上の都合により省略します)

(著作権上の都合により省略します)

『神奈川新聞』一九五七年四月一五日。

注 「国大学生課の話」は省略した。

四 能研テスト

(一) 新聞報道 (一九六三年)

能研テスト きょう  
ら二日間  
全国で 36 万人受験

大学入試改善へ初の試み

(著作権上の都合により省略します)

I テストの趣旨  
このテストは高等学校生徒および高等学校卒業生について学力テストと適性能  
力を測定する。  
このテストを行なう。

昭和 39 年度「能研テスト」実施要領  
昭和 39 年 4 月 15 日

- I テストの趣旨
- II テストの対象
- III テスト問題
- IV テストの実施

財団法人 能力開発研究所  
東京都港区芝虎の門 1 番地  
東洋陶器ビル内 7 階  
電話(503)1441・1442・1443

(二) 実施要領 (一九六四年度)

『神奈川新聞』 一九六三年一月一六日。

(著作権上の都合により省略します)

学力テストでは、進学志望者を対象として、学力の到達度を測定し、適性能力テストのうち進学志望者を対象とするテストでは高等教育への進学適性として必要な能力の測定を行ない、就職志望者を対象とするテストでは、職業適応に必要な能力の測定を行ない、これを進学・就職などの進路選択・指導に役だつ資料とする。

このテストの受験者のうち、大学進学者については、昭和38年度にひきつづいて若干の大学に委託して、能研テストの成績と、大学入試の成績、大学入学後の学業成績および高等学校の学業成績等との関係を比較考察するために追跡調査を行なう。このようにして昭和38年度を含む3か年の実施および調査研究の期間を経た後に、このテストの結果が大学入学者を選抜するために活用されることを日途とする。また就職者については、若干の企業体に委託して、能研テストの成績と就職後の勤務実態等との関係を明らかにするために追跡調査を行ない、進路指導の改善に役だつ資料を得るものとする。

## II テストの対象

学力テスト 進学適性能力テスト

全日制課程2年生および3年生ならびにこれに相応する者（定期制課程、通信制課程の在学生、大学入学資格検定合格者および高等学校卒業生）のうち進学を志望する者。

職業適応能力テスト  
全日制課程一年生、2年生およびこれに相応する者のうち就職を志望する者。

## III テスト問題

### 1 テストのねらい

(1) 学力テスト

「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「外国語」（英語）の5教科について、平素学校の学習で身につけた各教科の学力（知識・理解・技能・思考力など）の到達度を明らかにし、生徒の進路選択指導に役だつ資料が得られるようになる。

(2) 適性能力テスト

進学適性能力テストでは進学適性として必要な能力の測定を行ない、職業適応能力テストでは職業適応に必要な基本的能力の測定を行ない、生徒の進路選択・指導に役だつ資料が得られるようになる。

## 2 テストの形式

テスト問題の形式は、原則として客観テスト方式による。

## 3 テスト問題の作成

### 学力テスト

審査委員会において問題作成方針を定める。

テストの教科・科目ごとに「専門委員会」をおいて、問題作成方針に基づいてテスト問題案を作成し、これをさらに審査委員会で総合的に審査する。

### 適性能力テスト

学力テストの手続きに準じて作成する。

専門委員は、大学・高等学校・研究機関・教育委員会・文部省などから各教科・科目の専門家を委嘱し、審査委員には広く教育界から学識経験者を委嘱する。

## IV テストの実施

### 1 テストの教科・科目

#### (1) 学力テスト

学力テストは、次の方法によって受験するものとする。

ア 全日制課程2年およびこれに相応する学年の進学志望者は、「国語」、

「社会」、「数学」、「理科」、「英語」を一括受験するものとする。ただし、「国語」は現代国語と古典乙Iから出題するものとし、「社会」は地理

B、「数学」は数学Iのみ、「理科」は生物、地学のうちから一科目を選択受験するものとする。

イ 全日制課程3年およびこれに相応する学年の進学志望者は、昭和39年度大学入試教科・科目の実態をもとにして能力開発研究所で設定した次のコースのうち、いずれか一つを別に定めるコース別大学学部名等一覧に基づいて選択受験するものとする。ただし、「国語」は国語（甲）に国語（乙）および漢文を加えて出題するものとする。「社会」は社会、日本史、世界史、人文地理の4科目のうちから選択受験するものとする。「数学」は特に指定されたもののほかは数学I、数学甲、数学乙のうちから選択受験するものとする。数学甲は数学I、II、III、の各科目から出題されるもの、数学乙は数学I、IIの各科目から出題されるものであ

る。「理科」は物理・化学・生物・地学の4科目のうちから選択受験するものとする。

コース	受験教科・科目				科目延べ 数																						
1	国語、社会(2科目選択)、数学乙、理科(1科目選択)、英語	2	国語、社会(1科目選択)、数学乙、理科(1科目選択)、英語	3	国語、社会(1科目選択)、数学甲、理科(2科目選択)、英語	4	国語、社会(1科目選択)、数学甲、理科(1科目選択)、英語	5	数学乙、理科(1科目選択)、英語	6	3教科・科目(4科目数になるように自由選択)	7	3教科・科目(3科目数になるように自由選択)	3	数学乙、理科(1科目選択)、英語	4	国語、社会(1科目選択)、英語	5	国語、社会(1科目選択)、英語	6	国語、社会(1科目選択)、数学乙、理科(1科目選択)、英語	7	国語、社会(1科目選択)、数学乙、理科(1科目選択)、英語	8	4教科・科目(4科目数になるように自由選択)	9	3教科・科目(3科目数になるように自由選択)

(注) 科目数算定の場合は、数学甲および数学乙はそれぞれ2科目とする。

(2) 学力テストについては、全日制課程2年生と、3年生およびこれに相応する者に対する問題は各教科・科目とも原則として別問題とする。適性能力テストについては進学適性能力テストおよび職業適応能力テストとも各学年共通問題とする。

## 2 テストの日時

### (1) 期 日

進学適性能力テスト	7月4日(土)午後
職業適応能力テスト	11月7日(土)午後
学力テスト	11月7日(土)午後、11月8日(日)午前・午後

## (2) 教科・科目のテスト時間

数学甲および数学乙はそれぞれ120分、国語および英語はそれぞれ80分、数学Iは60分、社会および理科はそれぞれ1科目につき60分、適性能力テストは120分とする。

### 3 テスト受験料

1科目あたり50円とする。ただし、数学甲、数学乙および適性能力テストはいずれも100円とする。

### 4 テスト会場

テスト会場には原則として各都道府県内の一定数の受験申込者数がある高等学校の施設を借用してこれに充てる。

### 5 テストの受付期間

進学適性能力テスト  
職業適応能力テスト  
学力テスト

5月13日(水)～5月19日(火)  
9月14日(月)～9月19日(土)

### 6 受験手続き

在学生は所定の受験申込書に受験料をそえて、在学している高等学校を通じて申し込みを行なう。

高等学校卒業生は各自の出身校または「能研都道府県支部」へ、大学入学資格検定合格者は「能研都道府県支部」へ申し込み。

なお高等学校在学生以外の東京都在住者は直接「能研本部」へ申し込むことができる。

### 7 テストの監督

テストの監督は、高等学校に依頼して行なう。ただし「能研都道府県支部」または「能研本部」で申し込みを受け付けた者については、それぞれ「能研都道府県支部」または「能研本部」で行なう。

### 8 テストの採点・集計

能研本部で機械による採点・集計を行なう。

### 9 テスト結果の通知

結果通知資料の種類、資料の内容、配布対象および配布の予定は次のとおりとする。〔通知資料の種類等を示した表は省略した〕

注  
(正) 神奈川県立公文書館所蔵の簿冊「昭和39年 教育委員会臨時会会議録綴 総務課」に収録されている。  
その2

五 小論文入試の試み（一九七〇年）

関東学院大で入試  
きのう全国のトップを切って

学科廃止の新方式

内申書と論文に切り替え

（著作権上の都合により省略します）

『神奈川新聞』一九七〇年一月一九日。

（著作権上の都合により省略します）



第六節 学生運動・大学紛争

一 大学法反対ストライキ（一九四九年）

大学法  
案反対  
六校がストへ

横濱、鎌倉で學生大會

（著作権上の都合により省略します）

『神奈川新聞』一九四九年五月二十五日。

二 東海大学（一九六六年）

学園騒動の危機はらむ

東海大学湘南校舎（平塚）

“政治的な学生”を処分

幹部自治会 校庭に抗議の大看板

（著作権上の都合により省略します）

『神奈川新聞』 一九六六年一一月一二日。

（著作権上の都合により省略します）

三 慶應義塾大学日吉キャンパス（一九六八年）

122 日ぶり、スト解除  
学生大会で決定  
続鬭争は  
行は  
バリケードも撤去

慶大日吉

（著作権上の都合により省略します）

『神奈川新聞』一九六八年一一月三日。

注 「孤立した活動家学生」と題された、これまでの経過の解説記事は省略した。

（著作権上の都合により省略します）

四 学生運動の概況（一九六九年）

県下の学生運動

（著作権上の都合により省略します）

『神奈川新聞』一九六九年一月三日。

注 神奈川大学・関東学院大学・慶應義塾大学（日吉キャンパス）・相模女子大学・横浜国立大学の具体的な状況の記載は省略した。

（著作権上の都合により省略します）

五 大学教員による大学立法反対運動

力強く“大学立法反対” 横浜四大学  
象牙の塔から街頭へ 教員の会

教授のデモは安保以来

『神奈川新聞』 一九六九年六月三日。

(著作権上の都合により省略します)

注 当日の状況をさらに紹介した「赤旗は一本だけ」は省略した。

六 各大学の紛争激化（一九六九年秋）

県下紛争大学の動き活発

神大で封鎖を拡大

横浜国大経済・  
経営学部学生  
新執行部を選出

（著作権上の都合により省略します）

『神奈川新聞』一九六九年九月一一日。

（著作権上の都合により省略します）

七 横浜国立大学内ゲバ殺人事件（一九七一年）

「組織の問題だ 言えぬ」

横浜国大内ゲバ ”殺人“

血のりや泥べつとり

多く語らぬ負傷の2学生

『神奈川新聞』一九七一年一〇月二一日。

（著作権上の都合により省略します）

注 事件の内容に関する記事は省略した。

## 八 神奈川大学新聞学会編『学内規程撤回闘争』(抄)

学内規程撤回闘争  
1.22 3.10

編集 神奈川大学新聞学会

## 前 文

学内規程闘争は、白紙撤回を勝ちとり、さらに、米田学長辞任まで至つてゐる。学内規程撤回、米田学長の辞任は、四十年來の本学における教育に対する否定として現われたのではないだろうか。長い間の学長の独裁的大学運営は、「大学の自治は、教育上の見地より学生に与えるもの」どころか、大学の自治の否定でしかなかつたのだ。このことは、学生の思想調査、思想による差別行為、さらには学生に対するスパイ行為に端的にあらわれてゐる。さらにこのことの本質を追求してみると、本学は、教育とは名ばかりで、教育、学問の本来の道を逸脱した「神奈川大学人間製造工場」でしかなかつた。このことは、現代資本主義が、資本主義として生きのびるために、自らの言つなりになる人間を要求してゐることと考へ合わせながら、さらにその資本主義延命として、米田学長が自民党代議士であつたこと、さらには明瞭となつて來る。学内規程の白紙撤回を追求していく過程には、我々が、意識いかんにかかわらず、前記の様な背景があつたのである。ただ運動過程においては、学生及び教授にとっては、米田学長が理事長を兼ね、事實上の独裁体制にあつたため、学内民主化の方向と転回していったのだ。この学内民主化とは、学生にとつても教授にとつても、米田学長の「教育上の見地から与えたもの」——大学の自治の否定を打破し、現実の自治を確立、獲得していくことであったのだ。この意味において、民主化とすることが、国大協の見解に現われているところの「大学の自治とは教授会の自治であり、学生がそれに従うもの」という反動的見解とは、全く異質のものであることを確認しなくてはならない。このことは、学内規程闘争が、学長の辞任までの過程が、学生、教授

による有形、無形の連帶により進められたことにより証明されるのではないだろうか。さらにこのことが、一層鮮明になつて我々の前に現われたのは、「新学内規程の作成は、教授側対策委と学生代表の合意により効力を生じる」ということであつた。大学の自治とは、何よりも権力から相対的の独立性をかちとつていくことではない。大学を取りまく情勢は、厳然として反階級社会なのだ。我々の今後の、この闘争の方向は、我々個々の思想が、ためされる段階に、突入しつつあるのだ。一月二十六日、二十九日の延べ八千に及んだ、学生にとって、この問題を解決することなくして、この闘争の最終的解決はないのではなかろうか。

学内規程闘争に、いろいろの影響を投げかけた。佐世保、羽田の学生の動向、さらに各大学の学費値上げ反対闘争の意味が何だったのか、いま一度考えなくてはならない。 神奈川大学新聞 学内規程闘争資料作成委員会

## 追記

## 学生との対話を望む

## 新学長津村氏インタビュー

今回の事件は、今までの大学の運営の仕方が、民主的でなかつたから、それをなんとかして民主的に運営したい、ということが、大きな直接の、本質的な原因であり、その点で学生、教授会の支持を得られたのではないだろうか。

今までと違う点は、すべて教授会で議決とまでは行かなくとも、相談しあつた結果を実行していくことである。極端な言い方をすれば、津村色はなるべく出さないつもりだ。これから具体的な方針はない。教授会で方針を決めて実行していくかないと、共鳴が得られない。選挙されたのだから、なにを言つてもいいということになると行き過ぎではないだろうか。はなはだ煮え切らないよう見えるだろうが、それが煮え切つたら、今までの轍をくりかえすことになる。

対策委員会、教授会でよく話し合つたが、新学長が選出されないと、卒業証書が、米田氏の名前になる。対策委員会への報告では、それには多数の反対の学生がいるということだ。また、そうしないと、制度として米田学長の意見を聞かなければならず、それを無視すれば暴走になつてしまふ。そこで一つの柱を建てなければならぬ。それらのことを考慮して、学長選挙を行なつた。私の任期は一年だが、教授会はあまり討論経験がないので、良いと思つて選んだ学長も悪いか

もしそれ、いつでも止めさせられるようにしておかないと危険だからである。色々なことを事務局ではなく教授会が立案してやつていくのが、近代的であり、みんなの意見が統一されて非常に強いようである。

学内規定は、学生と対策委員の先生が相談して実質的な内容が決まり、成文化は、法律関係の先生がやることになる。最終的な決定には学生が入らないほうが多いと思う。形式的には入らないが、実質的には入るということである。最終的には細かい点は教授会と学生の意見が合わないでできるかも知れないが、そこまでは保障できない。もちろん、政治活動の条項は入れない。いちいち細かい条項をつくる方式にしたいが、結論は出ていない。

学生と話し合う機会を持ちたいが、今までの学長面接のような、学生は聞かされるだけで、少数意見が一般意見とどられがちのものではなく、全体意見をキヤツチできるようなものにしたい。

この一年で神大が良くなるきざしができれば、私としては成功だと思う。(三月十八日・工学部長室にて)

#### 津村学長卒業式祝詞

私が卒業生諸君に対して花むけの言葉を述べることになりました。数カ月前には、私もたとえ本学のだれもが夢にも予想しなかったことです。私個人の心情においては感慨無量というほかないが、しかしまた、創立以来四十年にわたる神奈川大学の歴史における新しいページが開かれようとしている現実に目をそむけることはできません。

米田前学長は、今回の事件が本学の実施してきた学生指導の基本方針およびその方法に反省しなければならない点があり、大学体制においても改めていくべきことがあつたと考へ、変化する大学体制に大きな期待をかけられて、自らの身をひかれたのである。私が今、私情において感慨無量と言つたのはその意味です。米田前学長は秀れた学校経営者であった。又独自の信念をもつた教育者でもありました。今、我々のなすべきことは米田前学長の意をくんで、新しい大学の建設に力強くのり出すことである。教授も職員も学生も、それぞれの立場で協力してこの難事業を成功させなければならない。

さて大学教育の目的ですが、学術を中心とする大学にあっては広い識見を修め、専門分野での物の考え方を修得し知的、道徳的および応用能力のある生

活を目的にかれています。従つて卒業してすぐ会社の仕事に役立つ、すぐ研究成果をあげる人的資源を作り出すことではなく、問題に主体的にとりくむ意欲と自主的判断をもつて対処しうる人材の養成であると考えられます。毎年何十万人もの大学卒業者が出てる日本の現社会では、その多くの大学卒業者への期待はまことに大きいことを知つてほしい。その期待は太平ムードにおけることや、卑屈な心の奴隸、そして体制に順応する視点に対してではなく、福沢諭吉先生の「学問のすすめ」の一節としてのべている「一身独立して、一国独立する」という生前の自主独立の担いにさせられていると思います。真理の平和を希求する教育の場としての大学に四年間在学した諸君の立場であつてほしいと思います。大学の伝統は時代とともに移り変わるもので、理想は高く掲げつつも観念論的なものではなく実行可能なものとしたいのです。それにはそこに集まる多くの人々と多くの時間を要して出来上がるものです。卒業生諸君が明日よリ社会に出られて、明治初年のわが国がそうであつたように、日本という国をもつと主体性のある国としてつくり出していく原動力として、諸君がなつてほしいと思います。

#### 学長声明

今回の事件は、本学が近年実施してきた学生指導の基本方針及びその方法に反省しなければならない点の存在したこととに、起因するものであり、延いては大学体制においても改むべきことがあつたと私は考へる。それらの諸点について今回学生諸君が指摘したことは首肯に値するものであり、私が学生諸君の純真な心情を察知するに十全でなかつたことと大学の最終責任者である者として私はこの際、これらの責任を痛感し、新たな息吹きをもつて再生する大学体制にたいして、誠意ある支持を惜しまないために学長を辞任することが学生諸君にたいしても、私の真意を具体的に表明する適切であるものと考え、ここに声明するものである。

昭和四十三年三月十五日

神奈川大学長

米 田 吉 盛

注 神奈川大学資料編纂室が所蔵している。冒頭の「前文」と最後の「追記」(八八)



## 第七節 大学に関する各種の資料

五 所要経費 「略」

### 一 横浜国立大学教育研究所の設置（一九四八年）

#### 一 目的及使命

本研究所は本県における教育事実、教育諸問題の調査を行い、その解決のために調査を基礎として実験研究を行つて一定の成績を出そうとするものである。この目的はこれを有効適切ならしめるために、教員再教育、教育相談及び指導を兼て行うことを必要とする。

本研究所は学芸学部に附置し、学部の陣容と附属学校とを利用し且これらと提携してその事業を行うことが適當である。

#### 二 名称

横浜大学教育研究所

#### 三 位置

鎌倉市雪ノ下 横浜大学学芸学部内

#### 四 研究機構

教育研究所職員配当計画

計	組織		区	分	教員
	主事	所長			
六	—	—	一	任授	専教
二	—	—	一	任授	兼教
五	—	—	—	任授	教専助
				任授	教兼助
六	—	—	—	任手	専助
二		二	—	官務	事
六		六	—	員雇	
五		五	—	員傭	
			一級又ハ二級教授	学芸学部長兼任	備考

注　国立公文書館所蔵の「横浜大学設置認可申請書」（簿冊「昭24年6月  
学」所収）に収録されている。省略した「五 所要経費」の表によれば、経費の総額  
は一、六八四、四〇八円、うち研究費は二四一、五〇〇円。校名については第一節の  
「一 横浜国立大学」の注参照。本研究所は、一九四八年一月一日神奈川県教育  
委員会告示第五号「神奈川県教育研究所規程」によりすでに神奈川師範学校と神奈川  
県により共同で設置、運営されており、五一年四月から神奈川県単独の運営となつ  
た。

二 大学生の就職状況（一九五一年）

就職戦線異状あり  
思想には神經過敏

“大学卒業生に失業なし”

（著作権上の都合により省略します）

『神奈川新聞』一九五一年一〇月八日。

（著作権上の都合により省略します）

### 三 神奈川県営大学創設方請願（一九五一年）

#### 請願第二七号

##### 神奈川県営大学創設方請願

紹介議員	石井
同	角尾
同	篠崎
同	添田
同	良信
館	豊次

文化国家の建設は教育の隆昌に在るは論を俟たず。政府及び地方庁に於ては夙に見る處あり。各地に大学を設置し盛んに教育の普及を図る故なきにあらず。然るに我が神奈川県に於ては未だ県営大学の設置なきは遺憾とする處なり。而して麻布獸科大学は本邦唯一の獸科大学にして創立以来六十余年光輝ある歴史の下に六千有余の卒業生を出し、國家に貢献せる處甚大なる学園であるが、戦災を機としてこの種の学園の所在に好適せる神奈川県を選び移駐し、ここに永遠の基礎を据え、本学の使命達成と共に神奈川県の状勢に応する特異の大学たらんとするものであるが、この種の大学の経営は私立では甚だ至難であつて、米国に於ても獸科の大学は私立は無く、總て州立て経営せられている状況である。本学の功績と意図を酌まれ、本学を主体とする県営大学を創設せられん事を熱望する次第であります。

右請願いたします。

昭和二十六年十一月十二日

麻布獸科大学学長 農学博士 板垣 四郎  
神奈川県議会議長 加藤 詮殿

神奈川県営大学創設の要望について  
五十  
五 別紙概況書の麻布獸科大学の活用について  
五  
六十余年の歴史を有する麻布獸医学園は戦災を機として遠大の計画を抱いて神奈川県を選び移駐し、本邦唯一の獸科大学を開設した。古い伝統の上に神奈川県の状勢に応する特異の大学たらんとするものであるが、その経営甚だ困難であつて、初期の方針変換のやむなきに到つているが、県はこの大学の功績をくみ、その将来計画の構想を生かして一はこの大学の活路を開き、一はこの大学を基礎として神奈川県にふさわしい大学たらしめることは甚だ意義あるものと思考せられる。

一 各地に県営の大学が開設せられているが我が神奈川県には未だ其の設置のない事は遺憾である。速かにその方針を樹立して実現を計られん事を要望するものである。

二 県営大学はその土地の実状に即しその県を反映する特異性を發揮することが必要である。

### 三 神奈川県営大学の性格について

一九五〇年世界農業センサスの結果によれば本県乳用牛において日本の十選に入り、北海道、千葉県、静岡県について第四位であるのみならず、先進県を凌駕する発展振であり、當に酪農県と銘し得る。養豚においては全国一をもつて自他共に許され、又貿易港を控えた本県は花卉、果実、蔬菜の園芸に秀いでる必要があり、又我が國の大玄関たる横浜港を控え食品衛生、公衆衛生の向上を期せねばならない。その他本県では一般畜産業、農業、林業、養蚕業の進歩発展を期待せられているので、神奈川県営大学はこれらの県民要望の線にそなう大学でなければならぬ。

四 欧米各国における先進畜産国においては種畜場等公共機関に大学教授が兼任をなし、学生に実際的の教育を施し、又当該の行政面にも活動せしめ、大学教育と実際がその地方の土地に立脚して生きた大学教育と産業の科学化が計られている。神奈川県においてもこの種の組織が必要である。

（昭和二十五年十月県下を襲つた牛の流行性感冒の防疫に麻布獸科大学の教員、学生の多数が出動したのは好例であろう）

#### 五 別紙概況書の麻布獸科大学の活用について

注 『昭和二十六年十二月十三日、十七日〔〕二十二日 神奈川県議会十二月定例会会議録』の一七九、一八一ページ。神奈川県立総合教育センター所蔵の複写物より翻刻した。この請願は採択されなかつた。

四 横浜市立大学合理化・改組問題（一九六〇年）

市大合理化円満に解決  
あっせん案を了解  
教員減り化学科残す

（著作権上の都合により省略します）

（著作権上の都合により省略します）

(著作権上の都合により省略します)

『神奈川新聞』一九六〇年四月一〇日。

注 末尾に「(内山)」との署名がある。

## 五一九六〇年度大学入学資格検定の合格状況

## 昭和35年度大学入学資格検定の合格状況

昭和35年度大学入学資格検定は、さる8月2日から8月7日までの6日間にわたりて、全国55会場において実施されたが、その結果の大要是次のとおりである。なお神奈川県を受検地とした受検者は145名、うち男子136名、女子は9名であり、合格者は男子17名である。

志願者、合格者等

	男	女	計
志願者	2,901	311	3,212
受検者	2,006	215	2,221
合格者	240	22	262
合格率	12.0%	10.2%	11.8%
一部科目合格者	1,431	141	1,572

学歴別内訳

学歴	受検者数	合格者数	合格率
中学校卒業	852	10	1.2%
大検一部科目合格	554	74	13.4
高等学校中途退学	422	86	20.4
// 通信教育在学	138	41	29.7
// 定時制課程在学	99	16	16.2
// 定・通二重在学	7	2	28.6
旧制度中等学校 卒業(修了)等	149	33	22.2 [22.1]

受検回数別合格者数

回数	1回	2回	3回	4回	5回以上
合格者数	60	95	64	22	21
比率%	22.5	36.3	24.4	8.4	8.0

注 『教委時報』第一一号(一九六〇年一月一五日)。

## 六 横浜国立大学経済学部第二部の設置要求

## (一) 横浜国立大学経済学部夜間部の設置について要望の件

三五総発第三〇七号

昭和三十五年七月二十五日

横浜国立大学経済学部第2部（夜間部）設置について

神奈川県知事 内山岩太郎

荒木 万寿夫 殿

横浜商工会議所 会頭 田中省吾

文部大臣

荒木 万寿夫 殿

## 横浜国立大学経済学部夜間部の設置について要望の件

標記の件につきましては同大学当局より貴殿に対し設備方申請されておる由承っておりますが、当地経済界ならびに当商工会議所としましては高等教育を修了した優秀な人材となるべく多数獲得するため、また現に就職中の篤学の青年に対して就学の機会をより多く与えるため、大学夜間部の設置についてかねてより強く要望して参つたのであります。

とくに当地には私立神奈川大学以外に夜間部を設置している大学がなく、今般の横浜国大の申請はまことに時宜を得た方策であると存じ、同封別添のごとく大学当局に對してその実現方を要請したのであります。

何卒貴殿におかれましては諸般の事情を御勘考賜り、右申請の趣旨及び地元一般の要望につき篤と御賢察の上、横浜国立大学経済学部夜間部の新設について格段の御高配をお願いする次第でござります。

注 神奈川県立総合教育センター所蔵の簿冊「32年一月起 校長会 理事長用2号」に収録されている。神奈川県知事は同日、同じ趣旨の要望書を横浜国大学長にも送つており、その文書（同じ文書番号）もこの資料に含まれている。

(三) 横浜国大経済学部長から高等学校長協会への要請文書

横国大経庶第131号

昭和36年6月6日

神奈川県立高等学校長協会 会長 佐田実 殿

横浜国立大学経済学部長 越村信三郎

(一) 横浜国立大学経済学部第2部（夜間部）設置について

35学第631号

昭和35年7月25日

文部大臣 荒木万壽夫 殿

当大学経済学部において経済学部第二部（夜間部）設置申請を（5回目）を文部省（大学学術局）に提出致すべく準備いたしておりますが地元高等学校の趣旨御賛同と設立要望に対し積極的な意思御表明を当大学長、並びに文部大臣宛に要望書の形式（各一通）でお出しいただきたくお願い申し上げます。

追つて上記の夜間経済学部が成立いたしますと既設の神戸大学のものとならんで全国たゞ二つの国立夜間経済学部（修了年限5年）となるはずでありますので

何卒よろしくお取り計らい下さるようお願い申し上げます。

注 神奈川県立総合教育センター所蔵の簿冊「32年1月起 校長会 理事長用2号」に収録されている。

号」に収録されている。「神奈川県立翠嵐高等学校」の文字が印刷された用紙に記載されている。経済学部第二部は一九六四年に設置された。

(四) 横浜国立大学経済学部第2部(夜間部)設置についての要望

昭和36年6月13日

文部大臣

荒木万壽夫殿

神奈川県立高等学校長協会

理事長 佐田 稔

横浜国立大学経済学部第2部(夜間部)設置についての要望

横浜国立大学経済学部に於て第2部開設の計画あることは、かねて聞いておりましたが、我々高等学校長と致しまして、下記理由により、その実現の一日も早くからんことを要望致す次第であります。

理由

1. 当地方は京浜工業地帯として今後益々発展することは何人も疑を挟まぬ事実でありまして、工業の発展は工業技術者を要求すると同時に、世界経済に通じた経営技術者をも要求することは云うまでもありません。
2. 当地横浜国大にはすでに工学部に第2部が設けられて居りますが、経済学部にも第2部を設けられ、我が国の産業経済の発展貿易振興に寄与し得る人材を養成されることを要望致します。
3. 当地は工業地帯のため勤労学徒が多く、昼は会社、工場で働き、夜は止むを得ず相当の負担をしながら私立大学に通学して居る学生が多いのですが、かかる好学の学徒の為にも一日も早く横浜国大経済学部に第2部を設置されることを要望します。

## 七 横浜国立大学工業教員養成所學則（抄、一九六一年）

## 横浜国立大学工業教員養成所學則

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 横浜国立大学工業教員養成所は、高等学校の工業の教科を担任する教員を養成することを目的とする。

## （学科および入学定員）

第二条 横浜国立大学工業教員養成所（以下「養成所」という。）の学科および入学定員は、次のとおりとする。

機械工学科 40名 建築学科 40名

## （職員組織）

第三条 養成所に所長を置く。

2 所長は、横浜国立大学の学長、もしくは教授または養成所の教授をもつて充てる。

3 養成所に所長のほか、教授、助教授、講師、助手、事務職員、技術職員、および教務職員を置く。

## 第二章 学年、学期および休業日

〔第4・5条 略〕

## 第三章 修業年限、在学期間および教育課程等

（修業年限および授業日数）

第6条 養成所の修業年限は、3年とする。

2 養成所における一年間の授業日数は、35週にわたり210日を原則とする。

## （在学期間）

第7条 養成所の学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、休学期間は、在学期間に算入しないものとする。

## （教育課程）

第8条 養成所の教育課程は、基礎教育科目、専門教育科目および教職教育科目によりて編成し、それぞれの教育科目にかかる授業科目の名称およびその単位数は、別表のとおりとする。

## 〔第9条 略〕

## 第4章 入学、休学、退学、除籍、懲戒および卒業

## （入学資格）

第10条 養成所に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

1. 高等学校の卒業者

〔2・3. 略〕

## 〔第11・18条 略〕

## （卒業の要件）

第19条 養成所を卒業することができる者は、養成所に3年以上在学し、次の各号に定める単位を修得しなければならない。

1. 基礎教育科目 28単位以上
  2. 専門教育科目 機械工学科 80単位以上 建築学科 70単位以上
  3. 教職教育科目 7単位以上
- 2 所長は、前項に規定する卒業の要件をみたした者には、卒業証書を授与する。
- 第5章 検定料、入学料および授業料等

## 〔第20・21条 略〕

## （授業料）

第22条 授業料は、年額7,200円とする。ただし、別に定めるところにより学長に願い出て許可された者については、4,800円を徴収猶予することができる。徴収猶予された授業料は、卒業後6ヶ月以内に工業教員となり、かつ引き続き3年以上在職した場合は、これを免除することができる。

## 〔2 略〕

## 〔第23・25条 略〕

## 付 則

- 1 この学則は、昭和36年11月14日から施行し、昭和36年5月19日から適用する。
- 2 昭和36年度に入学した者については、昭和36年4月1日から在学していたものとみなして、第19条の規定を適用する。

注 横浜国立大学庶務課編・刊『横浜国立大学要覧 昭和36年度昭和37年度』に所収

されている「横浜国立大学工業教員養成所要覧」に掲載されている。本要覧によれば、一九六二年四月現在の職員は教授が専任二人・併任三人、助教授が専任四人、助手が専任三人など、同年度の入学志願者は六五〇人（うち女子一人）、入学者は七二人であった。

## 八 横浜商科短期大学設置促進連盟趣意書（一九六五年）

大学に於て高度の学問研究と研究者の養成を行うことは大切なことである。

しかし戦後の吾が国の大は進学希望者の激増に伴い大学の数も亦激増したにも拘らず単純化一化の傾向が著しい様に思われる。國民はその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有するのであるが、その能力適性を充分考へないで同質の教育を与えられることは個人にとつても国家にとつても幸せなことではない。

昭和四十一年四月開校を目途とし諸般の準備を進めていた横浜商科短期大学は、高等学校卒業者に対し専門的・技能的な教育を施し国際的教養の豊かな上級職業人を養成し経済の高度成長によつて複雑化し多様化した社会の要請に応えんとするもので、時期的にもまた地域社会にとつても誠に時宜に適した企と云うべきである。

仍つて吾人は本学がその特色を發揮し学生の資質・能力・個性を最大限に伸ばし、指導者として必要な人格識見の高い人間形成の実を擧げることを堅く信じ本大学設置の速かなる実現を期す。

注 横浜商科大学二十年史稿編纂委員会編『横浜商科大学二十年史稿』（一九八六年）二〇頁。横浜商科短期大学設置促進連盟は李家孝横浜商工会議所会頭、西田義雄横浜貿易協会会长、箕浦多一神奈川県経営者協会会长および伊原隆横浜経済同友会代表幹事により一九六五年九月二日に結成された。

九 コンピューター教育の導入（一九七〇年）

（著作権上の都合により省略します）

新入生から背広姿で  
田中上菅 スマートな制服、好評  
時代の流れで学園にも新風

〔後略〕

フェリス短大  
電算機で実務教育  
学生の熱意に父兄折れる

『神奈川新聞』一九七〇年四月一三日。

（著作権上の都合により省略します）

## 一〇 横浜国立大学「一般教育実施体制変更の事由」（一九七一年）

## 一般教育実施体制変更の事由

- (1) 本学では、従来教育学部分校暫定規程により、分校を教養部的な組織としてこれに全学の一般教育等担当教官の定員を配置し、教養課程の実施に当つてきた。
- (2) しかし、分校としては教育学部の分校という立場から、これに配置された教官は、また教育学部の専門課程の一部を担当してきた。
- (3) このように分校の性格には、教養部的な性格と教育学部としての性格の二重性があつたので、一般教育担当部局としての責任体制がぼやけ、学内的批判を呼んでいた。
- (4) 一方、従来の教養課程のあり方については、ここ最近の大学改革の動きを契機として各方面よりの検討が進められたが、その帰するところ大勢としては、予科的教養部を廃し、教養課程と専門課程との学問的水準の格差を解消し、それぞれ専門家の参加を求めるといふいわゆる全学出動方式が提案された。
- (5) 本学においても、将来の大学構想が論ぜられたが、教養部のあり方については、横浜国立大学改革推進準備会中間報告に見るよう、前記の全国的趨勢とその軌を一にするものであつた。
- (6) たまたま、本学においては昭和45年保土ヶ谷地区への全学統合の建設設計画を策定するにあたり、教養部構想か全学分担方式かの二者択一の必要に迫ま「ママ」られたが、将来の大学のあり方等を見通した上で後者を選んだ。
- (7) 各学部の分担については、各学部の専門領域により主として社会科学系科目を経済・経営両学部で、自然科学系（生物、地学を除く）を工学部で、その他を教育学部で行なうこととした。
- (8) このように一般教育科目が各学部に分散することによつて生ずるおそれのある全学的不統一を排除し、求心的機能を果すための機関として、一般教育運営委員会を設置してその運営に当ることとした。

注 国立公文書館所蔵の簿冊「自昭46年4月至47年5月 横浜国立大学」に収録されている。

